

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町
合 併 協 議 会

第 1 3 回建設・産業小委員会

日 時 : 平成 1 5 年 3 月 1 1 日 (火)
午後 2 時 3 0 分 ~

場 所 : 網野町 あみの図書館

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 協議第 1 号 1 9 - 2 4 建設関係事業の取扱い(その 7)
- (2) 協議第 2 号 1 9 - 2 6 上水道等の取扱い(その 2)(継続協議)
- (3) 協議第 3 号 1 9 - 2 7 下水道等の取扱い(その 2)(継続協議)
- (4) 協議第 4 号 1 9 - 2 8 農林水産事業の取扱い(その 9)
- (5) 協議第 5 号 1 9 - 2 9 商工観光事業の取扱い(その 8)
- (6) 次回の議題について

協定項目の協議について

- (7) 次回の小委員会の予定について

第 1 4 回建設・産業小委員会

日 時：平成 1 5 年 4 月 1 0 日(木)午後 2 時 0 0 分から

場 所：網野町 あみの図書館

3 その他

第13回 建設・産業小委員会

協議第1号

19-24 建設関係事業の取扱い(その7)

平成15年 3月11日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-24 建設関係事業の取扱い		整理番号	専門部会名	建設部会																									
分類	19 受益者分担金		分科会名	都市計画建設分科会																										
現 況																														
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町																								
1 道路工事に伴う受益者分担金	<p style="text-align: center;">有</p> <table border="1"> <tr> <td>1級路線</td> <td>工事費の 5%</td> </tr> <tr> <td>2級路線</td> <td>工事費の 10%</td> </tr> <tr> <td>3級路線</td> <td>工事費の 10%</td> </tr> <tr> <td>級外路線</td> <td>工事費の 10%</td> </tr> <tr> <td>特別路線</td> <td>町長の定めによる</td> </tr> </table>	1級路線	工事費の 5%	2級路線	工事費の 10%	3級路線	工事費の 10%	級外路線	工事費の 10%	特別路線	町長の定めによる	<p style="text-align: center;">有</p> <p>工事費の10%</p> <p>国又は府より補助を受ける 工事は、工事費より補助金を控 除した残額の10%</p> <p style="text-align: center;">(辺地事業は2%)</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <table border="1"> <tr> <td>1級町道</td> <td>工事費の10%</td> </tr> <tr> <td>2級町道</td> <td>工事費の20%</td> </tr> <tr> <td>3級町道</td> <td>工事費の30%</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>工事費の10%</td> </tr> </table> <p>*国・府補助事業は、補助残に 上記の率を乗じた額</p> <p style="text-align: center;">(辺地事業は0%)</p>	1級町道	工事費の10%	2級町道	工事費の20%	3級町道	工事費の30%	橋梁	工事費の10%	無	<p style="text-align: center;">有</p> <table border="1"> <tr> <td>1級町道</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>2級町道</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>3級町道</td> <td>工事費の2%</td> </tr> </table>	1級町道	0%	2級町道	0%	3級町道	工事費の2%	<p style="text-align: center;">有</p> <p>主要町道のうち、人家連た ん区域</p> <p>一般町道</p> <p>工事費の10%以内</p> <p>工事費の20%以内</p> <p>橋梁</p> <p>主要町道</p> <p>工事費の5%以内</p> <p>一般町道</p> <p>工事費の10%以内</p>
1級路線	工事費の 5%																													
2級路線	工事費の 10%																													
3級路線	工事費の 10%																													
級外路線	工事費の 10%																													
特別路線	町長の定めによる																													
1級町道	工事費の10%																													
2級町道	工事費の20%																													
3級町道	工事費の30%																													
橋梁	工事費の10%																													
1級町道	0%																													
2級町道	0%																													
3級町道	工事費の2%																													
根拠条例・要綱・規則等	峰山町道路の認定及び道路工 事費受益者分担金に関する条 例	道路の認定及び土木工事費の 受益者分担金に関する条例	道路の認定及び町道工事分 担金徴収条例		弥栄町道工事分担金条例施行 規則	久美浜町分担金徴収条例																								

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19-24 建設関係事業の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	19 受益者分担金			分科会名	都市計画建設分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>1 道路工事に伴う受益者分担金 各町の扱いに相違がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>道路法 (受益者負担金) 第六十一条 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。 2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>地方自治法 (分担金) 第二百二十四条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。</p> </div>			<p>(案)</p> <p>1 道路工事に伴う受益者分担金 新市移行後の受益者分担金の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>*対象路線 全ての市道を対象とする。</p> <p>*対象工事 新設・改良工事を対象とする。</p> <p>*対象外事業 国府補助事業及び交付税措置のある起債事業は対象外とする。</p> <p>*対象事業費 用地測量費、用地・補償費、登記費用、工事費とする。</p> <p>*分担金の率 対象事業費の10%とする。</p> <p>*減免措置 小集落等における対応については、減免制度を制定し対応する。 その他特殊事情については、別途協議する。</p>		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-24 建設関係事業の取扱い			整理番号		専門部会名	建設部会
分類	19 受益者分担金			分科会名	都市計画建設分科会		
現 況							
項 目	峰 山 町		大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
2 排水路工事に伴う受益者分担金	有		無	無	無	無	有
	第1種排水路	全水路延長において改修後の通水幅員が1メートル以上のもの 工事費の5%					幹線下排水路の新設・改良工事 100分の30以内
	第2種排水路	全水路延長において改修後の通水幅員が0.5メートル以上1メートル未満のもの 工事費の10%					
根拠条例・要綱・規則等	峰山町排水路工事費受益者分担金に関する条例						久美浜町分担金徴収条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	19 受益者分担金			分科会名	都市計画建設分科会
課 題			調 整 結 果		
2 排水路工事に伴う受益者分担金 峰山町及び久美浜町のみ、分担金を徴収している。			(案) 2 排水路工事に伴う受益者分担金 合併時において廃止とする。 (2町のみ徴収であるとともに、農業用水路・道路側溝・一般水路・排水路等の位置づけが明確でなく、一律の対応が困難なため廃止とする)		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い		整理番号	専門部会名	建設部会	
分類	19 受益者分担金		分科会名	都市計画建設分科会		
現 況						
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
3 河川工事に伴う受益者分担金	無	有 工事費の10% 国又は府より補助を受ける 工事は、工事費より補助金を控 除した残額の10% (辺地事業は2%)	無	無	有 町指定1級河川 工事費の4% 町指定2級河川 工事費の7%	有 工事費の20%以内
根拠条例・要綱・規則等		道路の認定及び土木工事費の 受益者分担金に関する条例			河川工事分担金条例	久美浜町分担金徴収条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号	専門部会名	建設部会
分類	19 受益者分担金		分科会名	都市計画建設分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>3 河川工事に伴う受益者分担金 各町の扱いに相違がある。</p>		<p>(案) 3 河川工事に伴う受益者分担金 合併時において廃止とする。 (河川工事は、治水及び防災等を主目的として実施するため、分担金は徴収しない)</p>		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い					整理番号	専門部会名	建設部会
分類	21 モーター類似施設建築等の規制					分科会名	都市計画建設分科会	
項目		現 況						
		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1	規制の有無	無	同左	同左	同左	同左	有	
2	目的						町民の生活環境の保全及び青少年の健全育成を図るため、モーター類似施設の建築に対し、必要な規制を行うことによって善良な風俗を保持し、もって公共の福祉に資することを目的とする。	
3	定義						旅館業 = 旅館業法第2条第2項から第4項までに規定する営業をいう。 モーター類似施設 = 旅館業を目的とする建築物のうち、専ら異性を同伴する客に利用させることを目的とするものであって、規則で定める構造及び設備を有しないものをいう。	
4	届出及び同意						旅館業を目的とする建築物を建築しようとする者は、建築基準法の規定による確認申請書を提出する前に、町長に届け出なければならない。 モーター類似施設を建築しようとする者は、建築基準法の規定による確認申請書を提出する前に関係地区住民の理解を得て町長に申請し、その同意を得なければならない。	
5	同意の基準						建築しようとするモーター類似施設が次に該当する地域又は区域に位置するときは、同意をしない。 集落及び公共施設からおおむね200メートル以内の区域 小・中・高等学校児童生徒が通常通学している道路からおおむね100メートル以内の区域 運動広場、児童遊園、テニスコート、海水浴場及びキャンプ場からおおむね200メートル以内の区域	
6	罰則						同意を得ずモーター類似施設を建築した者又は中止命令等に違反した者は、6月以下の懲役又は30,000円以下の罰金に処する。 立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者は、10,000円以下の罰金に処する。	
根拠条例・要綱・規則等							久美浜町モーター類似施設建築等の規制に関する条例	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 2 ）

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号	専門部会名	建設部会
分類	21 モーター類似施設建築等の規制		分科会名	都市計画建設分科会
課 題		調 整 結 果		
久美浜町のみ制度である。		(案) 久美浜町の制度を新市に適用するよう調整する。 (モーター類似施設は久美浜町にのみ存在するが、生活環境の保全及び青少年の健全育成を図るため、新市全体に制度を適用するよう調整する)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>旅館業法</p> <p>第二条 この法律で「旅館業」とは、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。</p> <p>2 この法律で「ホテル営業」とは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。</p> <p>3 この法律で「旅館営業」とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。</p> <p>4 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。</p> <p>5 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。</p> <p>6 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。</p> </div>				
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-24 建設関係事業の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会	
分類	24 優良住宅認定申請等手数料	分科会名		都市計画建設分科会		
項目	現況					
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 優良宅地造成認定申請手数料						
租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良宅地造成認定申請手数料	86,000円	86,000円	86,000円	86,000円	86,000円	86,000円
2 優良住宅新築認定申請手数料						
租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ若しくは第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第31条の2第2項第11号ニ若しくは第62条の3第4項第11号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良住宅新築認定申請手数料						
新築住宅床面積の合計						
100㎡以下	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円
100㎡超500㎡以下	8,600円	8,600円	8,600円	8,600円	8,600円	8,600円
500㎡超2,000㎡以下	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円
2,000㎡超10,000㎡以下	35,000円	35,000円	35,000円	35,000円	35,000円	35,000円
10,000㎡超50,000㎡以下	43,000円	43,000円	43,000円	43,000円	43,000円	43,000円
50,000㎡超	58,000円	50,000円	43,000円	43,000円	43,000円	58,000円
3 特定の民間再開発事業認定申請手数料						
租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第20条の2第6項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査に係る特定の民間再開発事業認定申請手数料	31,000円	31,000円				
4 特定民間再開発事業認定申請手数料						
租税特別措置法施行令第25条の4第2項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査に係る特定民間再開発事業認定申請手数料	32,000円	32,000円				
5 地区外転出事情認定申請手数料						
租税特別措置法施行令第25条の4第16項又は第39条の7第13項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査に係る地区外転出事情認定申請手数料	24,000円	24,000円				
根拠条例・要綱・規則等	峰山町手数料条例	大宮町手数料条例	網野町手数料条例	丹後町手数料条例	弥栄町手数料条例	久美浜町手数料徴収条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号	専門部会名	建設部会
分類	24 優良住宅認定		分科会名	都市計画建設分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>手数料の規定に若干の相違がある。</p>		<p>(案) 手数料については、峰山町の額に統一し新市に移行する。</p>		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	

第13回 建設・産業小委員会

協議第2号

19-26 上水道等の取扱い(その2)

「継続協議分」

平成15年 3月11日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-26 上水道等の取扱い	整理番号		専門部会名	上下水道部会																																																																																																	
分類	1 上水道事業	分科会名		分科会名	上水道分科会																																																																																																	
項目	現		況																																																																																																			
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町																																																																																																	
3 水道料金単価表 (平成14年3月31日現在)	<p>料金単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">料金 用途</th> <th colspan="2">基本料金 (1ヶ月当り)</th> <th rowspan="2">超過料金(1m3 当り)</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td></td> <td></td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>浴場営業用</td> <td>5m3</td> <td>670</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>私設消火栓</td> <td>1回5分以内</td> <td colspan="2">1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税別)</p>	料金 用途	基本料金 (1ヶ月当り)		超過料金(1m3 当り)	水量	料金	一般用			175	浴場営業用	5m3	670	40	私設消火栓	1回5分以内	1,500円		<p>料金単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">料金 施設</th> <th colspan="2">基本料金 (1ヶ月当り)</th> <th rowspan="2">超過料金(1m3 当り)</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般家庭用</td> <td></td> <td></td> <td>6m3~50m3 140</td> </tr> <tr> <td>営業用 官公署用</td> <td>5m3</td> <td>640</td> <td>51m3~100m3 160</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>10m3</td> <td>2,000</td> <td>101m3以上 190</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税別)</p>	料金 施設	基本料金 (1ヶ月当り)		超過料金(1m3 当り)	水量	料金	一般家庭用			6m3~50m3 140	営業用 官公署用	5m3	640	51m3~100m3 160	臨時用	10m3	2,000	101m3以上 190	<p>料金単位：円</p> <p>基本料金(月額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>基本 水量</th> <th>基本料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td rowspan="6">5m3</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>1,830</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>2,670</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>3,370</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>4,080</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>5,130</td> </tr> </tbody> </table> <p>超過料金(月額1m3につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>20mm 以下</th> <th>25mm 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6m3以上51m3 未満</td> <td>150</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>51m3以上 101m3未満</td> <td colspan="2">170</td> </tr> <tr> <td>101m3以上 201m3未満</td> <td colspan="2">180</td> </tr> <tr> <td>201m3以上</td> <td colspan="2">200</td> </tr> <tr> <td>臨時用 (6m3以上)</td> <td colspan="2">工事に使用する場合は480円 6か月以内の一時的使用は250円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税別)</p>	口径	基本 水量	基本料 金	13mm	5m3	1,200	20mm	1,830	25mm	2,670	40mm	3,370	50mm	4,080	75mm	5,130	口径	20mm 以下	25mm 以上	6m3以上51m3 未満	150	160	51m3以上 101m3未満	170		101m3以上 201m3未満	180		201m3以上	200		臨時用 (6m3以上)	工事に使用する場合は480円 6か月以内の一時的使用は250円		<p>料金単位：円</p> <p>基本料金(月額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>5,700</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>8,600</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>水量料金(1m3当り/月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1m3~10m3</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>11m3~20m3</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>21m3~30m3</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>31m3~50m3</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>51m3以上</td> <td>240</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税別)</p>	口径	基本料金	13mm	500	20mm	1,300	25mm	2,200	40mm	5,700	50mm	8,600	75mm	20,000	水量	料金	1m3~10m3	140	11m3~20m3	170	21m3~30m3	190	31m3~50m3	220	51m3以上	240	<p>該当施設なし</p>	<p>該当施設なし</p>
料金 用途	基本料金 (1ヶ月当り)		超過料金(1m3 当り)																																																																																																			
	水量	料金																																																																																																				
一般用			175																																																																																																			
浴場営業用	5m3	670	40																																																																																																			
私設消火栓	1回5分以内	1,500円																																																																																																				
料金 施設	基本料金 (1ヶ月当り)		超過料金(1m3 当り)																																																																																																			
	水量	料金																																																																																																				
一般家庭用			6m3~50m3 140																																																																																																			
営業用 官公署用	5m3	640	51m3~100m3 160																																																																																																			
臨時用	10m3	2,000	101m3以上 190																																																																																																			
口径	基本 水量	基本料 金																																																																																																				
13mm	5m3	1,200																																																																																																				
20mm		1,830																																																																																																				
25mm		2,670																																																																																																				
40mm		3,370																																																																																																				
50mm		4,080																																																																																																				
75mm		5,130																																																																																																				
口径	20mm 以下	25mm 以上																																																																																																				
6m3以上51m3 未満	150	160																																																																																																				
51m3以上 101m3未満	170																																																																																																					
101m3以上 201m3未満	180																																																																																																					
201m3以上	200																																																																																																					
臨時用 (6m3以上)	工事に使用する場合は480円 6か月以内の一時的使用は250円																																																																																																					
口径	基本料金																																																																																																					
13mm	500																																																																																																					
20mm	1,300																																																																																																					
25mm	2,200																																																																																																					
40mm	5,700																																																																																																					
50mm	8,600																																																																																																					
75mm	20,000																																																																																																					
水量	料金																																																																																																					
1m3~10m3	140																																																																																																					
11m3~20m3	170																																																																																																					
21m3~30m3	190																																																																																																					
31m3~50m3	220																																																																																																					
51m3以上	240																																																																																																					
根拠条例・要綱・規則等	峰山町給水条例	大宮町水道事業給水条例	網野町水道条例	丹後町給水条例																																																																																																		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 26 上水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	1 上水道事業		分科会名	上水道分科会

課 題	調 整 結 果
-----	---------

3 水道料金単価表
各町の料金単価に大きな相違がある。

(案)
3 水道料金単価表
上水道料金については、合併時に統一し、次のとおりとする。

基本料金 (月額)	料金単位: 円
基本水量	基本料金
5m3	900

超過料金 (月額1m3につき)	
水量	超過料金
6m3 以上 31m3 未満	160
31m3 以上 51m3 未満	170
51m3 以上 101m3 未満	180
101m3 以上 201m3 未満	190
201m3 以上	200
臨時用 (6m3 以上)	工事に使用する場合は480円 6か月以内の一時的 使用は250円

(消費税込み)

小委員会確認期日	協議会確認期日
----------	---------

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-26 上水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会											
分類	2 簡易水道事業		分科会名	上水道分科会											
	現況														
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町									
3 水道料金単価表 (平成14年3月31日現在)	該当施設なし	料金単位:円		料金単位:円		料金単位:円		料金単位:円		料金単位:円					
		基本料金(1ヶ月当り)		基本料金(月額)		基本料金(月額)		基本料金(月額)		基本料金(月額)					
		料金	水量	料金	口径	基本水量	基本料金	口径	基本料金	料金	基本料金	超過料金			
		施設								施設					
		奥大野	10m3	800	11m3以上	5m3	1,200	1.3mm	500	930	10m3/月	1m3当り	用途	基本水量	基本料金
					1,830		2.0mm	1,300	一般用				10m3以下	1,260	
					2,670		2.5mm	2,200	学校用				20m3以下	2,910	
					3,370		4.0mm	5,700	臨時用				10m3以下	2,420	
		三重	8m3	1,500	9m3以上		4,080	5.0mm	8,600	上記以外		80	プール	1m3につき195円	
					200		5.0mm	4,080	7.5mm	20,000	(消費税込)			超過料金(1m3当り)	
森本	8m3	1,500	9m3~50m3	5,130	水量料金(1m3当り)		電力地区		自流地区		一般用	11m3~20m3	145		
			150	超過料金(月額1m3につき)		140	120	(消費税別)		学校用	21m3~30m3	155			
			180	口径	20mm以下	25mm以上				臨時用	31m3~50m3	165			
			200	6m3以上51m3未満	150	160					51m3以上	195			
竹野川	8m3	1,200	9m3~30m3	120	51m3以上	170					11m3~20m3	-			
			120	101m3未満	180	201m3未満	200				21m3~30m3	155			
			130	101m3以上	180	201m3以上	200				31m3~50m3	165			
			140	臨時用(6m3以上)	480円	6か月以内の一時的使用は250円					51m3以上	195			
五十河	10m3	1,000	11m3以上	100	(消費税別)						11m3~20m3	245			
	(10)m3	(500)									21m3~30m3	245			
常吉	8m3	1,500	9m3以上	200							31m3~50m3	245			
			200								51m3以上	245			
久住	8m3	1,500	9m3以上	200							神谷・奥馬地 甲坂・河内		1戸(1月) 631		
臨時用	10m3	2,000	各簡易水道の超過料金								(消費税別)				
		()内は準世帯(隠居・工場等) (消費税別)													
根拠条例・要綱・規則等		大宮町水道事業給水条例	網野町水道条例	丹後町給水条例	弥栄町給水条例	久美浜町簡易水道等事業給水条例									

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 26 上水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	2 簡易水道事業		分科会名	上水道分科会

課 題	調 整 結 果																		
<p>3 水道料金単価表 各町の料金単価に大きな相違がある。</p>	<p>(案) 3 水道料金単価表 簡易水道及び飲料水供給施設等の水道料金については、合併時に統一し、次のとおりとする。</p> <p>基本料金(月額) 料金単位: 円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基本水量</th> <th style="text-align: center;">基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5m³</td> <td style="text-align: center;">900</td> </tr> </tbody> </table> <p>超過料金(月額1m³につき)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">水量</th> <th style="text-align: center;">超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6m³以上31m³未満</td> <td style="text-align: center;">140</td> </tr> <tr> <td>31m³以上51m³未満</td> <td style="text-align: center;">150</td> </tr> <tr> <td>51m³以上101m³未満</td> <td style="text-align: center;">160</td> </tr> <tr> <td>101m³以上201m³未満</td> <td style="text-align: center;">170</td> </tr> <tr> <td>201m³以上</td> <td style="text-align: center;">180</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">臨時用 (6m³以上)</td> <td>工事に使用する場合は460円 6か月以内の一時的 使用は230円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(消費税込み)</p> <p>ただし、大宮町の奥大野・五十河地区の簡易水道区域及び弥栄町の中央簡水第2系統以外の簡易水道区域については、次より緩和措置を講ずる。 合併時から平成16年度=新料金から30%を減額する。 平成17年度=新料金から20%を減額する。 平成18年度=新料金から10%を減額する。</p> <p>なお、久美浜町の神谷・奥馬地・甲坂・河内の各簡易水道区域については、1ヶ月900円(消費税込み)の定額料金とする。ただし、合併時から平成16年度は660円、平成17年度は700円、平成18年度は800円とする。</p>	基本水量	基本料金	5m ³	900	水量	超過料金	6m ³ 以上31m ³ 未満	140	31m ³ 以上51m ³ 未満	150	51m ³ 以上101m ³ 未満	160	101m ³ 以上201m ³ 未満	170	201m ³ 以上	180	臨時用 (6m ³ 以上)	工事に使用する場合は460円 6か月以内の一時的 使用は230円
基本水量	基本料金																		
5m ³	900																		
水量	超過料金																		
6m ³ 以上31m ³ 未満	140																		
31m ³ 以上51m ³ 未満	150																		
51m ³ 以上101m ³ 未満	160																		
101m ³ 以上201m ³ 未満	170																		
201m ³ 以上	180																		
臨時用 (6m ³ 以上)	工事に使用する場合は460円 6か月以内の一時的 使用は230円																		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">小委員会確認期日</td> <td style="width: 50%;">協議会確認期日</td> </tr> </table>	小委員会確認期日	協議会確認期日																
小委員会確認期日	協議会確認期日																		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-26 上水道等の取扱い	整理番号		専門部会名	上下水道部会																																																																																							
分類	3 飲料水供給施設等	分科会名			上水道分科会																																																																																							
現況		現況		現況																																																																																								
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町																																																																																						
3 水道料金単価表 (平成14年3月31日現在)	<p>料金単位：円</p> <p>・飲料水供給施設 1か月につき800円</p> <p>・飲料水簡易給水施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>20m3 まで</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>20m3 以上</td> <td>1m3 につき 145</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税込)</p>	区分	水量	金額	基本料金	20m3 まで	1,200	超過料金	20m3 以上	1m3 につき 145	該当施設なし	<p>料金単位：円</p> <p>基本料金(月額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td rowspan="7">5m3</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>1,830</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>2,670</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>3,370</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>4,080</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>5,130</td> </tr> </tbody> </table> <p>超過料金(月額1m3につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>20mm以下</th> <th>25mm以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6m3以上51m3未満</td> <td>150</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>51m3以上101m3未満</td> <td colspan="2">170</td> </tr> <tr> <td>101m3以上201m3未満</td> <td colspan="2">180</td> </tr> <tr> <td>201m3以上</td> <td colspan="2">200</td> </tr> </tbody> </table> <p>臨時用(6m3以上) 工事に使用する場合は480円 6か月以内の一時的使用は250円</p> <p>(消費税別)</p>	口径	基本水量	基本料金	13mm	5m3	1,200	20mm	1,830	25mm	2,670	40mm	3,370	50mm	4,080	75mm	5,130	口径	20mm以下	25mm以上	6m3以上51m3未満	150	160	51m3以上101m3未満	170		101m3以上201m3未満	180		201m3以上	200		管理施設なし	<p>料金単位：円</p> <p>基本料金(月額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金施設</th> <th>基本料金 10m3/月</th> <th>超過料金 1m3当り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掘越・吉野</td> <td>370</td> <td rowspan="2">80</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>930</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税込)</p>	料金施設	基本料金 10m3/月	超過料金 1m3当り	掘越・吉野	370	80	上記以外	930	<p>料金単位：円</p> <p>基本料金(月額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>10m3 以下</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校用</td> <td>20m3 以下</td> <td>2,910</td> </tr> <tr> <td>10m3 以下</td> <td>2,420</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>1m3 につき 195 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>超過料金(1m3当り)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般用</td> <td>11m3~20m3</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>21m3~30m3</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>31m3~50m3</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>51m3 以上</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校用</td> <td>11m3~20m3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>21m3~30m3</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>31m3~50m3</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">臨時用</td> <td>11m3~20m3</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>21m3~30m3</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>31m3~50m3</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>51m3 以上</td> <td>245</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税別)</p>	用途	基本水量	基本料金	一般用	10m3 以下	1,260	学校用	20m3 以下	2,910	10m3 以下	2,420	プール	1m3 につき 195 円	一般用	11m3~20m3	145	21m3~30m3	155	31m3~50m3	165	51m3 以上	195	学校用	11m3~20m3	-	21m3~30m3	155	31m3~50m3	165	臨時用	11m3~20m3	245	21m3~30m3	245	31m3~50m3	245	51m3 以上	245
	区分	水量	金額																																																																																									
基本料金	20m3 まで	1,200																																																																																										
超過料金	20m3 以上	1m3 につき 145																																																																																										
口径	基本水量	基本料金																																																																																										
13mm	5m3	1,200																																																																																										
20mm		1,830																																																																																										
25mm		2,670																																																																																										
40mm		3,370																																																																																										
50mm		4,080																																																																																										
75mm		5,130																																																																																										
口径		20mm以下	25mm以上																																																																																									
6m3以上51m3未満	150	160																																																																																										
51m3以上101m3未満	170																																																																																											
101m3以上201m3未満	180																																																																																											
201m3以上	200																																																																																											
料金施設	基本料金 10m3/月	超過料金 1m3当り																																																																																										
掘越・吉野	370	80																																																																																										
上記以外	930																																																																																											
用途	基本水量	基本料金																																																																																										
一般用	10m3 以下	1,260																																																																																										
学校用	20m3 以下	2,910																																																																																										
	10m3 以下	2,420																																																																																										
	プール	1m3 につき 195 円																																																																																										
一般用	11m3~20m3	145																																																																																										
	21m3~30m3	155																																																																																										
	31m3~50m3	165																																																																																										
	51m3 以上	195																																																																																										
学校用	11m3~20m3	-																																																																																										
	21m3~30m3	155																																																																																										
	31m3~50m3	165																																																																																										
臨時用	11m3~20m3	245																																																																																										
	21m3~30m3	245																																																																																										
	31m3~50m3	245																																																																																										
	51m3 以上	245																																																																																										
根拠条例・要綱・規則等	峰山町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例 峰山町飲料水簡易給水施設の設置及び管理に関する条例		網野町水道条例		弥栄町給水条例	久美浜町簡易水道等事業給水条例																																																																																						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 26 上水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	3 飲料水供給施設等		分科会名	上水道分科会

課 題	調 整 結 果																		
<p>3 水道料金単価表 各町の料金単価に大きな相違がある。</p>	<p>(案) 3 水道料金単価表 簡易水道及び飲料水供給施設等の水道料金については、合併時に統一し、次のとおりとする。</p> <p>基本料金(月額) 料金単位: 円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基本水量</th> <th style="text-align: center;">基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5m³</td> <td style="text-align: center;">900</td> </tr> </tbody> </table> <p>超過料金(月額1m³につき)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">水量</th> <th style="text-align: center;">超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6m³以上31m³未満</td> <td style="text-align: center;">140</td> </tr> <tr> <td>31m³以上51m³未満</td> <td style="text-align: center;">150</td> </tr> <tr> <td>51m³以上101m³未満</td> <td style="text-align: center;">160</td> </tr> <tr> <td>101m³以上201m³未満</td> <td style="text-align: center;">170</td> </tr> <tr> <td>201m³以上</td> <td style="text-align: center;">180</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">臨時用 (6m³以上)</td> <td>工事に使用する場合は460円 6か月以内の一時的 使用は230円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(消費税込み)</p> <p>ただし、弥栄町の掘越地区以外の飲料水供給施設区域については、次より緩和措置を講ずる。 合併時から平成16年度=新料金から30%を減額する。 平成17年度=新料金から20%を減額する。 平成18年度=新料金から10%を減額する。</p> <p>なお、峰山町の飲料水供給施設及び飲料水簡易給水施設、弥栄町の掘越地区の飲料水供給施設区域については、1ヶ月900円(消費税込み)の定額料金とする。ただし、弥栄町の掘越地区の飲料水供給施設区域については、合併時から平成16年度は370円、平成17年度は500円、平成18年度は700円とする。</p>	基本水量	基本料金	5m ³	900	水量	超過料金	6m ³ 以上31m ³ 未満	140	31m ³ 以上51m ³ 未満	150	51m ³ 以上101m ³ 未満	160	101m ³ 以上201m ³ 未満	170	201m ³ 以上	180	臨時用 (6m ³ 以上)	工事に使用する場合は460円 6か月以内の一時的 使用は230円
基本水量	基本料金																		
5m ³	900																		
水量	超過料金																		
6m ³ 以上31m ³ 未満	140																		
31m ³ 以上51m ³ 未満	150																		
51m ³ 以上101m ³ 未満	160																		
101m ³ 以上201m ³ 未満	170																		
201m ³ 以上	180																		
臨時用 (6m ³ 以上)	工事に使用する場合は460円 6か月以内の一時的 使用は230円																		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">小委員会確認期日</td> <td style="width: 50%;">協議会確認期日</td> </tr> </table>	小委員会確認期日	協議会確認期日																
小委員会確認期日	協議会確認期日																		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-26 上水道等の取扱い				整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	4 加入金・分担金				分科会名		水道分科会	
現 況								
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町		
(平成14年3月31日現在:税込)	金額単位:円		・上水道事業 金額単位:円		金額単位:円		金額単位:円	
	口径	加入金額	口径	加入金額	口径	加入金額	口径	加入金額
	13mm	44,100	13mm	63,000	13mm	39,900	13mm	42,000
	20mm	100,800	20mm	189,000	20mm	79,800	20mm	84,000
	25mm	157,500	25mm	315,000	25mm	126,000	25mm	126,000
	40mm	441,000	30mm	504,000	~	159,600	40mm	378,000
	50mm	682,500	40mm	1,134,000	30mm	438,900	40mm	588,000
	75mm	1,575,000	50mm	2,016,000	40mm	438,900	50mm	1,386,000
	100mm以上	口径比率を勘案して町長が定める額	75mm以上	口径比率を勘案して定める	50mm	877,800	75mm	1,386,000
					75mm	2,194,500	100mm	2,478,000
						150mm	5,586,000	
		・簡易水道事業 金額単位:円						
		施設名	口径	加入金額				
		奥大野	13mm	63,000				
			20mm	105,000				
			25mm	210,000				
			30mm以上	315,000				
		三重	1件	210,000				
		森本	1件	63,000				
			但し、既給加入者が給水区域内の他の場所に給水申込をしても加入金は徴収しない					
		竹野川	1件	31,500				
		五十河	1件	26,250				
		常吉	20mm	210,000				
			25mm	315,000				
			30mm	504,000				
			40mm	1,134,000				
		久住	1件	210,000				
返還の有無	無	無	無	無	無	無	無	
権利異動可能な有無	無	有 (同一事業区域内、かつ、同一簡易水道事業区域内に限る)	有 (全事業区域に可)	有 (同一事業区域内に限る)	有 (全事業区域に可)	有 (全事業区域に可)	有 (全事業区域に可)	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町給水条例	大宮町水道事業給水条例	網野町水道条例	丹後町上水道工事分担金条例	弥栄町給水条例	久美浜町簡易水道等事業給水条例		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 26 上水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会																														
分類	4 加入金・分担金		分科会名	上水道分科会																														
課 題		調 整 結 果																																
加入(分担)金額に相違がある。		<p>(案)</p> <p>(加入金・分担金)</p> <p>加入(分担)金は全て(上水道・簡易水道・飲料水供給施設等)統一し、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額(円) 消費税別</th> <th>金 額(円) 消費税込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>42,000</td> <td>44,100</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>100,000</td> <td>105,000</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>156,000</td> <td>163,800</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>224,000</td> <td>235,200</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>398,000</td> <td>417,900</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>622,000</td> <td>653,100</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>1,398,000</td> <td>1,467,900</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>2,486,000</td> <td>2,610,300</td> </tr> <tr> <td>150mm</td> <td>5,592,000</td> <td>5,871,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>(加入(分担)金の返還)</p> <p>各町とも、加入(分担)金の返還は行っていないため、新市移行後も返還はしない。</p> <p>(権利の異動)</p> <p>全区域を異動可とし、廃止の場合は、キャップ止等を行う。</p>			口 径	金 額(円) 消費税別	金 額(円) 消費税込	13mm	42,000	44,100	20mm	100,000	105,000	25mm	156,000	163,800	30mm	224,000	235,200	40mm	398,000	417,900	50mm	622,000	653,100	75mm	1,398,000	1,467,900	100mm	2,486,000	2,610,300	150mm	5,592,000	5,871,600
口 径	金 額(円) 消費税別	金 額(円) 消費税込																																
13mm	42,000	44,100																																
20mm	100,000	105,000																																
25mm	156,000	163,800																																
30mm	224,000	235,200																																
40mm	398,000	417,900																																
50mm	622,000	653,100																																
75mm	1,398,000	1,467,900																																
100mm	2,486,000	2,610,300																																
150mm	5,592,000	5,871,600																																
		小委員会確認期日		協議会確認期日																														

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 26 上水道等の取扱い			整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	5 メーター器使用料			分科会名	上水道分科会		
項目		現		況			
		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 メーター器使用料(1月につき)							
口 径	13mm	0円	50円	50円	70円	0円	68円
	20mm		100円	70円	110円		146円
	25mm		120円	100円	120円		156円
	30mm		200円				
	40mm		200円	230円	240円		292円
	50mm		500円	350円	1,100円		1,360円
	75mm		1,500円	1,700円	1,500円		1,844円
根拠条例・要綱・規則等		峰山町給水条例	大宮町水道事業給水条例	網野町水道条例	丹後町給水条例	弥栄町給水条例	久美浜町簡易水道等事業給水条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 26 上水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	5 メーター器使用料		分科会名	上水道分科会

課 題	調 整 結 果
-----	---------

1 メーター器使用料
各町の取扱いに相違がある。

(案)

1 メーター器使用料
合併時において、次のとおり統一する。

口 径	13mm	50円
	20mm	80円
	25mm	90円
	30mm	160円
	40mm	270円
	50mm	380円
	75mm	1,310円
	100mm	1,550円
	150mm	3,360円

(消費税込み)

小委員会確認期日	協議会確認期日
----------	---------

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-26 上水道等の取扱い	整理番号		専門部会名	上下水道部会	
分類	8 減免措置	分科会名	上水道分科会			
	現		況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 減免の根拠規定	峰山町給水条例 峰山町給水条例施行規則	大宮町水道事業給水条例	網野町水道条例 網野町水道条例施行規則	丹後町給水条例	弥栄町給水条例 弥栄町給水条例施行規則	久美浜町簡易水道等事業給水条例
2 減免の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金 ・不可抗力による漏水に起因する料金 ・町長が認めたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・町長が認めたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害その他これに類する災厄のため、その負担に耐えられないもの ・給水装置の所有者又は使用者の善良な管理の下に生じた漏水事故 ・町長が認めたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・町長が認めたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金 ・不可抗力による漏水に起因する料金 ・町長が認めたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・町長が認めたもの
3 減免率	規定なし	規定なし	前年同時期と比して水量の差の5割を超えない範囲	規定なし	規定なし	規定なし
根拠条例・要綱・規則等						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 26 上水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	8 減免措置		分科会名	上水道分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>減免の種類規定に若干の相違があるととも、減免率については、網野町のみ具体的な規定となっている。</p>		<p>(案) 網野町の制度をもとに、一元化に調整の上、新市に移行する。</p>		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	

第13回 建設・産業小委員会

協議第3号

19-27 下水道等の取扱い(その2)

「継続協議分」

平成15年 3月11日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い			整理番号		専門部会名	上下水道部会		
分類	2 公共下水道事業			分科会名		下水道分科会			
現 況									
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町			
6 料金体系(その1)									
処 理 区 名	峰山処理区	大宮処理区	橋処理区	無(供用開始前)	該当施設無	久美浜処理区			
下水道料金	金額単位:円(月額)		金額単位:円(月額)			金額単位:円(月額)			
	区 分	汚水量	金 額	区 分	汚水量	金 額	区 分	汚水量	金 額
	基本料金	5m3まで	650	基本料金	5m3まで	1,000	基本料金	1.0m3まで	1,500
	超過料金 (1m3につき)	6m3~50m3	135	超過料金 (1m3につき)	6m3~50m3	130	超過料金 (1m3につき)	1.1m3~2.0m3	180
		5.1m3~100m3	140		5.1m3~100m3	140		2.1m3~3.0m3	220
		100m3を超える分	150		101m3~200m3	150		3.1m3~5.0m3	300
					200m3を超える分	170		50m3を超える分	420
	(消費税別)			(消費税別)			(消費税別)		
根拠条例・要綱・規則等	峰山・大宮公共下水道組合公共下水道条例		網野町公共下水道使用料条例			久美浜町下水道条例			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	2 公共下水道事業		分科会名	下水道分科会

課 題	調 整 結 果
-----	---------

6 料金体系 (その 1)
 下水道料金
 料金に格差がある。

(案)
 6 料金体系 (その 1)
 下水道料金
 公共下水道事業・集落排水事業の下水道料金については、峰山・大宮公共下水道組合 (公共下水道事業) の料金表に基づき、次により合併時に統一する。

金額単位：円 (月額)

区 分	汚水量	金 額
基本料金	5m3 まで	680
超過料金 (1m3 につき)	6m3 ~ 50m3	140
	51m3 ~ 100m3	145
	100m3 を超える分	155

(消費税込み)

小委員会確認期日

協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い				整理番号	専門部会名	上下水道部会														
分類	2 公共下水道事業				分科会名	下水道分科会															
現 況																					
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町															
6 料金体系(その2)																					
処 理 区 名	峰山処理区	大宮処理区	橋処理区	無(供用開始前)	該当施設無	久美浜処理区															
井戸水の取扱	認定汚水量		一般家庭=認定汚水 事業所=メーター計測			専用メーター計測															
温泉水の取扱	取扱無		一般家庭=認定汚水 事業所=メーター計測			専用メーター計測															
休止制度	休止規定の有無	有	有			有															
	根拠条例・要綱・規則等	峰山・大宮公共下水道組合公共下水道条例	網野町公共下水道条例			久美浜町下水道条例															
使用料納付開始時期	検査日の翌日		検査日の翌日			検査日の翌日															
						・量水器使用料(水道水以外) 金額単位:円(月額) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>292</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>1,360</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>1,844</td> </tr> </tbody> </table> (消費税別)		口 径	使用料	13mm	68	20mm	146	25mm	156	40mm	292	50mm	1,360	75mm	1,844
口 径	使用料																				
13mm	68																				
20mm	146																				
25mm	156																				
40mm	292																				
50mm	1,360																				
75mm	1,844																				
根拠条例・要綱・規則等																					

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	2 公共下水道事業		分科会名	下水道分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>6 料金体系(その2)</p> <p>井戸水の取扱 認定汚水量とメーター計測との相違がある。</p> <p>温泉水の取扱 認定汚水量とメーター計測との相違がある。</p> <p>休止制度 なし</p> <p>使用料納付開始時期 なし</p>		<p>(案)</p> <p>6 料金体系(その2)</p> <p>井戸水の取扱 メーター計測を基本とし、地形的事情を考慮して、認定汚水も認める。 メーター器の設置工事費は、新市負担とする。</p> <p>温泉水の取扱 メーター計測を原則とする。</p> <p>休止制度 現行のとおり、休止制度を適用する。</p> <p>使用料納付開始時期 現行のとおり、検査日の翌日とする。</p> <p>*量水(メーター)器使用料については、上水道等の取り扱いに準ずる。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-27 下水道等の取扱い			整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	2 公共下水道事業			分科会名		下水道分科会	
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
7 加入金・分担金							
処理区名	峰山処理区	大宮処理区	橋処理区	丹後処理区 無(供用開始前)	該当施設無	久美浜処理区	
加入金・分担金の額	320,000円 一括納付の場合は、300,000円 (2個目以上につき、1個当り120,000円)		供用開始1年以内 260,000円 2年以内 280,000円 3年以内 300,000円 4年目以降 320,000円 (2個目以上につき、1個当り100,000円)			270,000円 (2個目以上も270,000円)	
徴収期間	3年分割又は一括徴収		3年分割又は一括徴収			3年分割又は一括徴収	
減免制度の内容	有 25%~100%		有 25%~100%			有 50%~100%	
負担金の支払時期	接続した月末		接続の翌月			翌年度から3年以内	
負担金の支払方法	納付書及び口座振替		納付書			納付書(1年3分割払)	
新規接続の場合の工事費負担	無		無			無	
根拠条例・要綱・規則等	峰山・大宮公共下水道組合公共下水道事業受益者 分担金に関する条例		網野町公共下水道事業受益者分担金に 関する条例			久美浜町下水道条例	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い	整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	2 公共下水道事業	分科会名		分科会名	下水道分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>7 加入金・分担金 加入金・分担金の額 金額及び取扱いに相違がある。</p> <p>徴収期間 なし</p> <p>減免制度の内容 減免率について若干の相違がある。</p> <p>負担金の支払時期 支払時期に相違がある。</p> <p>負担金の支払方法 ほぼ同一の扱いである。</p> <p>新規接続の場合の工事費負担 なし</p>			<p>(案)</p> <p>7 加入金・分担金 加入金・分担金の額 加入金(分担金)の額は、320,000円とし、 供用開始1年以内は、270,000円 2年以内は、280,000円 3年以内は、300,000円 とする。 同一敷地内における2個目以上の設置は、1個当り120,000円とする。 公共マスは全て、新市で管理する。</p> <p>徴収期間 3年分割又は一括徴収とする。</p> <p>減免制度の内容 減免制度を採用し、峰山町・大宮町・網野町の制度をもとに調整する。</p> <p>負担金の支払時期 接続の翌月とする。</p> <p>負担金の支払方法 納付書及び口座振替とする。</p> <p>新規接続の場合の工事費負担 無料とする。</p>		
小委員会確認期日		協議会確認期日			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い				整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	2 公共下水道事業				分科会名	下水道分科会	
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
11 使用料の減免制度							
処 理 区 名	峰山処理区	大宮処理区	橋処理区	無(供用開始前)	該当施設無	久美浜処理区	
減免規定の有無	有 (公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び占用料を減額又は免除することができる。)		有 (公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を軽減し又は免除することができる。)			無	
根拠条例・要綱・規則等	峰山・大宮公共下水道組合公共下水道条例		網野町公共下水道使用料条例				
根拠条例・要綱・規則等							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	2 公共下水道事業		分科会名	下水道分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>11 使用料の減免制度 久美浜町のみ減免制度がない。</p>		<p>(案) 11 使用料の減免制度 減免制度は適用することとし、制度の内容については、峰山町・大宮町・網野町の制度をもとに調整する。</p>		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-27 下水道等の取扱い			整理番号		専門部会名	上下水道部会		
分類	3 集落排水(農業・漁業)事業			分科会名	下水道分科会				
現況									
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町			
6 料金体系(その1)									
	処理区名	施設無	施設無	成願寺・砂方	和田野・黒部・溝谷吉野	川上南部			
下水道料金				金額単位:円(月額)		金額単位:円(月額)			
	区分	使用料金(月額)	適用範囲	区 分	金額	区分	使用料金(月額)	適用範囲	
		基本料金	人数割額	基本料金	1,300		基本料金	人数割額	
	一般用	1戸当り 700円	世帯員1人当り 800円	一般世帯用		一般用	1世帯当り 1,500円	世帯員1人当り 375円	一般世帯
				水量料金 (1m3につき)	1m3~10m3 110 11m3~20m3 130 21m3~30m3 180 31m3~50m3 250 51m3以上 390	一般営業用	1世帯当り 1,500円	世帯員に換算処理人員を加えた人員1人当り 375円	一般用と業務用とに区分し難しい世帯
	業務用	1戸当り 2,000円	従業員等1人当り 400円	夜間は無人となる会社、事務所及び共同作業場、公民館等	(消費税別)	業務用	1事業事務所等当り 3,000円	換算処理人員1人当り 375円	事業所事務所区公民館、学校及び保育園等
		(消費税別)				(消費税込)			
						未使用の場合	供用開始4年目以降	上記料金の基本額/月額	
						ただし、排水処理施設の供用を開始する日から平成15年度までは、吉沢・芋野・堤・溝谷・等楽寺の区域に係る使用料の適用については、表中「1,500円」とあるのは「900円」と、「375円」とあるのは「225円」と、「3,000円」とあるのは「1,800円」とする。			
根拠条例・要綱・規則等		大宮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例		丹後町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例		弥栄町農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例		久美浜町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	3 集落排水(農業・漁業)事業		分科会名	下水道分科会

課 題	調 整 結 果													
<p>6 料金体系(その1) 下水道料金 料金に格差があるとともに、大宮町・弥栄町は人数制、丹後町・久美浜町は水量制となっている。</p>	<p>(案) 6 料金体系(その1) 下水道料金 公共下水道事業・集落排水事業の下水道料金については、峰山・大宮公共下水道組合(公共下水道事業)の料金表に基づき、次により合併時に統一する。</p> <p style="text-align: center;">金額単位：円(月額)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>汚水量</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>5m3 まで</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">超過料金 (1m3につき)</td> <td>6m3 ~ 50m3</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>51m3 ~ 100m3</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>100m3 を超える分</td> <td>155</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(消費税込み)</p> <p>ただし、弥栄町の料金については、次より緩和措置を講ずる。 合併時から平成16年度=新料金から30%を減額する。 平成17年度=新料金から20%を減額する。 平成18年度=新料金から10%を減額する。</p>	区 分	汚水量	金 額	基本料金	5m3 まで	680	超過料金 (1m3につき)	6m3 ~ 50m3	140	51m3 ~ 100m3	145	100m3 を超える分	155
区 分	汚水量	金 額												
基本料金	5m3 まで	680												
超過料金 (1m3につき)	6m3 ~ 50m3	140												
	51m3 ~ 100m3	145												
	100m3 を超える分	155												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">小委員会確認期日</td> <td style="width: 50%;">協議会確認期日</td> </tr> </table>	小委員会確認期日	協議会確認期日											
小委員会確認期日	協議会確認期日													

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会																														
分類	3 集落排水(農業・漁業)事業	分科会名	下水道分科会																															
現 況																																		
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町																												
6 料金体系(その2)																																		
処 理 区 名	該当施設無	三重・森本	該当施設無	成願寺・砂方	和田野・黒部・溝谷吉野	川上南部																												
井戸水の取扱		無		専用メーターで検針	無	専用メーターで検針																												
温泉水の取扱		無		無	無	専用メーターで検針																												
休止制度	休止規定の有無		有	有	有	有																												
	根拠条例・要綱・規則等		大宮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	丹後町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	弥栄町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則	久美浜町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例																												
使用料納付開始時期		検査又は使用開始届出日		検査又は使用開始届出日	検査又は使用開始届出日	検査又は使用開始届出日																												
				・量水器使用料(水道水以外) 金額単位：円(月額) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th>口 径</th><th>使用料</th></tr> <tr><td>1 3mm</td><td>70</td></tr> <tr><td>2 0mm</td><td>110</td></tr> <tr><td>2 5mm</td><td>120</td></tr> <tr><td>4 0mm</td><td>240</td></tr> <tr><td>5 0mm</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>7 5mm</td><td>1,500</td></tr> </table> (消費税別)	口 径	使用料	1 3mm	70	2 0mm	110	2 5mm	120	4 0mm	240	5 0mm	1,100	7 5mm	1,500		・量水器使用料(水道水以外) 金額単位：円(月額) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th>口 径</th><th>使用料</th></tr> <tr><td>1 3mm</td><td>68</td></tr> <tr><td>2 0mm</td><td>146</td></tr> <tr><td>2 5mm</td><td>156</td></tr> <tr><td>4 0mm</td><td>292</td></tr> <tr><td>5 0mm</td><td>1,360</td></tr> <tr><td>7 5mm</td><td>1,844</td></tr> </table> (消費税別)	口 径	使用料	1 3mm	68	2 0mm	146	2 5mm	156	4 0mm	292	5 0mm	1,360	7 5mm	1,844
口 径	使用料																																	
1 3mm	70																																	
2 0mm	110																																	
2 5mm	120																																	
4 0mm	240																																	
5 0mm	1,100																																	
7 5mm	1,500																																	
口 径	使用料																																	
1 3mm	68																																	
2 0mm	146																																	
2 5mm	156																																	
4 0mm	292																																	
5 0mm	1,360																																	
7 5mm	1,844																																	
根拠条例・要綱・規則等																																		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	3 集落排水(農業・漁業)事業		分科会名	下水道分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>6 料金体系(その2)</p> <p>井戸水の取扱い 該当する町は、専用メーター検針としている。</p> <p>温泉水の取扱い 該当する町は、専用メーター検針としている。</p> <p>休止制度 なし</p> <p>使用料納付開始時期 各町同一の扱いであるが、公共下水道との相違がある。</p>		<p>(案)</p> <p>6 料金体系(その2)</p> <p>井戸水の取扱い メーター計測を基本とし、地形的事情を考慮して、認定汚水も認める。 メーター器の設置工事費は、新市負担とする。</p> <p>温泉水の取扱い メーター計測を原則とする。</p> <p>休止制度 現行のとおり、休止制度を適用する。</p> <p>使用料納付開始時期 公共下水道と同様の扱いとし、検査日の翌日とする。</p> <p>*量水(メーター)器使用料については、上水道等の取り扱いに準ずる。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-27 下水道等の取扱い					整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	3 集落排水(農業・漁業)事業					分科会名	下水道分科会		
現況									
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町			久美浜町	
7 加入金・分担金									
処理区名	該当施設無	三重 森本	該当施設無	成願寺・砂方	和田野	黒部	溝谷・吉野	川上南部	
分担金の額		事業費の6.75%以内 (2個目以上につき12万円を 加算)		事業費の6.75%以内	工事費+ の6.75%以内			270,000円	
実績金額		320,000円		330,000円	185,416円	202,066円	212,860円	270,000円	
徴収期間		一括払(分割可)		一括払	一括払	一括払	一括払	3年以内	
減免制度の内容		有 町長が認めた額		有 町長が認めた額	有 町長が認めた額			有 50%~100%	
負担金の支払時期		年度末		年度末	年度末	年度末	年度末	新設年度の翌年度	
負担金の支払方法		年度毎に地元へ請求		年度毎に地元へ請求	年度毎に地元へ 請求	年度毎に地元へ請 求	年度毎に地元へ 請求	1年を3分割し、地元へ請求	
特記事項		1戸当たり負担金限度額 320,000円 供用開始後3年以内は、300, 000円		1戸当たり負担金限度額 330,000円		和田野地区の負担 金を参考に減額			
新規接続の場合の工事費負担		本管から公共マスまでは 個人負担		本管から公共マスまでは 個人負担	工事費の20%、ただし50戸未満の集落は10% 町費負担限度額1,000千円			なし	
新規接続の場合の負担金		320,000円		330,000円	350,000円			270,000円	
根拠条例・要綱・規則等		大宮町農林水産業施設等整備 事業にかかる分担金徴収条例 大宮町農業集落排水処理施設 の設置及び管理に関する条例		丹後町分担金徴収条例	弥栄町農林水産業施設等の工事分担金に関する条例			久美浜町農業集落排水処 理施設の設置及び管理に関 する条例	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	3 集落排水(農業・漁業)事業		分科会名	下水道分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>7 加入金・分担金 分担金の額・実績金額 上限の定めに相違がある。</p> <p>徴収期間 一括払と分割払の2通りがある。</p> <p>減免制度の内容 特になし</p> <p>負担金の支払時期 久美浜町のみ取扱いが異なる。</p> <p>負担金の支払方法 久美浜町のみ1年を3分割して、地元へ請求している。</p> <p>特記事項 大宮町に特典措置がある。</p> <p>新規接続の場合の工事費負担 取扱いに相違がある。</p> <p>新規接続の場合の負担金 金額に相違がある。</p>		<p>(案)</p> <p>7 加入金・分担金 分担金の額・実績金額 分担金の額は320,000円とし、 供用開始1年以内の接続は、50,000円 2年以内の接続は、40,000円 3年以内の接続は、20,000円 の奨励金を支給する。 同一敷地内における2個目以上の設置は、1個当り120,000円とする。 公共マスは全て、新市で管理する。</p> <p>徴収期間 一括払とする。</p> <p>減免制度の内容 減免制度を採用し、統一した内容に調整する。</p> <p>負担金の支払時期 事業年度の年度末とする。</p> <p>負担金の支払方法 年度毎に地元へ請求する。</p> <p>特記事項 大宮町の特典措置は廃止する。</p> <p>新規接続の場合の工事費負担 公共下水道と同一の扱いとし、無料とする。</p> <p>新規接続の場合の負担金 320,000円とする。 ただし、 供用開始後1年以内は、270,000円 2年以内は、280,000円 3年以内は、300,000円とする。 なお、徴収期間については、3年分割又は一括徴収とする。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い	整理番号		専門部会名	上下水道部会	
分類	3 集落排水(農業・漁業)事業	分科会名		下水道分科会		
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
11 使用料の減免制度						
処 理 区 名	該当施設無	三重・森本	該当施設無	成願寺・砂方	和田野・黒部・溝谷吉野	川上南部
減免規定の有無		有 公益上その他特別の理由 があると認めるとき		有 公益上その他特別の理由 があると認めるとき	有 公益上その他特別の理由 があると認めるとき	無
根拠条例・要綱・規則等		大宮町農業集落排水処理施設 の設置及び管理に関する 条例		丹後町集落排水処理施設の 設置及び管理に関する条例	弥栄町農業集落排水処理施設 の設置及び管理に関する条例	
根拠条例・要綱・規則等						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 27 下水道等の取扱い	整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	3 集落排水(農業・漁業)事業		分科会名	下水道分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>11 使用料の減免制度 久美浜町のみ減免制度がない。</p>		<p>(案) 11 使用料の減免制度 減免制度は適用することとし、制度の内容については、大宮町・丹後町・弥栄町の制度をもとに調整する。</p>		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	

上下水道料金関係資料

上下水道料金収入見込額調

単位:千円

* 上水道

峰山町		大宮町		網野町		丹後町		弥栄町		久美浜町		合 計	
給水戸数 5,115		給水戸数 2,729		給水戸数 3,160		給水戸数 1,081		給水戸数		給水戸数		給水戸数 12,085	
当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額	当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額	当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額	当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額	当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額	当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額	当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額
260,505	257,905	142,459	160,534	162,717	158,848	85,868	68,059	0	0	0	0	651,549	645,346
													6,203

* 簡易水道(飲料水供給施設含む)

峰山町		大宮町		網野町		丹後町		弥栄町		久美浜町		合 計	
給水戸数 11		給水戸数 946		給水戸数 1,341		給水戸数 1,264		給水戸数 2,102		給水戸数 3,974		給水戸数 9,638	
当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額	当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額	当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額	当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額	当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額	当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額	当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額
145	119	33,255	34,905	97,146	61,803	64,418	60,203	87,249	132,700	191,863	182,255	474,076	471,985
													2,091

* 下水道(公共下水道・集落排水)

峰山町		大宮町		網野町		丹後町		弥栄町		久美浜町		合 計	
加入戸数 176		加入戸数 28		加入戸数 70		加入戸数 136		加入戸数 1,460		加入戸数 241		加入戸数 2,111	
当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額	当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額	当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額	当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額	当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額	当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額	当該町の 13年度末 単価によ る収入見 込額	新料金案 による収 入見込額
3,281	3,281	332	316	6,029	5,394	9,365	5,573	52,806	79,026	23,585	12,546	95,398	106,136
													10,738

上水道等使用料金比較表（H13年度単価による）

上水道（口径13mm使用の場合の1月分料金：基本料金を含む。*メーター器使用料は除く）

単位：円（消費税込）

使用水量	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	調整案
5 m3	700	670	1,260	1,260			900
1 0 m3	1,620	1,400	2,040	1,990			1,700
2 0 m3	3,455	2,870	3,620	3,780			3,300
3 0 m3	5,295	4,340	5,190	5,770			4,900
4 0 m3	7,130	5,810	6,770	8,080			6,600
5 0 m3	8,970	7,280	8,340	10,390			8,300
1 0 0 m3	18,155	15,680	17,270	22,990			17,300
2 0 0 m3	37,450	35,630	36,170	47,670			36,300

簡易水道（口径13mm使用の場合の1月分料金：基本料金を含む）

単位：円（消費税込）

使用水量	峰山町	大宮町		網野町	丹後町		弥栄町		久美浜町	調整案	
		最高	最低		電力地区	自流地区		中央簡水第2	神谷他		
5 m3		1,570	840	1,260	1,260	1,150	930	930	1,320	定額 660	900
1 0 m3		1,990	840	2,040	1,990	1,780	930	930	1,320		1,600
2 0 m3		4,090	1,680	3,620	3,460	3,040	1,730	2,930	2,840		3,000
3 0 m3		6,190	2,520	5,190	4,930	4,300	2,530	4,930	4,470		4,400
4 0 m3		8,290	3,360	6,770	6,400	5,560	3,330	6,930	6,200		5,900
5 0 m3		10,390	4,200	8,340	7,870	6,820	4,130	8,930	7,930		7,400
1 0 0 m3		20,890	8,400	17,270	15,220	13,120	8,130	18,930	18,170		15,400

飲料水供給施設等（口径13mm使用の場合の1月分料金：基本料金を含む）

単位：円（消費税込）

使用水量	峰山町		大宮町	網野町	丹後町	弥栄町		久美浜町	調整案
	大成	茂地					掘越・吉野		
5 m3	(20m3)まで	定 額 800		1,260		930	370	1,320	900
1 0 m3	1,200			2,040		930	370	1,320	1,600
2 0 m3				3,620		1,730	1,170	2,840	3,000
3 0 m3	2,650			5,190		2,530	1,970	4,470	4,400
4 0 m3	4,100			6,770		3,330	2,770	6,200	5,900
5 0 m3	5,550			8,340		4,130	3,570	7,930	7,400
1 0 0 m3	12,800			17,270		8,130	7,570	18,170	15,400

下水道使用料金比較表（H13年度単価による）

公共下水道（1月分料金：基本料金を含む）

単位：円（消費税込）

使用水量	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	調整案
5 m3	680		1,050			1,570	680
10 m3	1,390		1,730			1,570	1,380
20 m3	2,800		3,090			3,460	2,780
30 m3	4,220		4,460			5,770	4,180
40 m3	5,640		5,820			8,920	5,580
50 m3	7,060		7,190			12,070	6,980
100 m3	14,410		14,540			34,120	14,230
200 m3	30,160		30,290			78,220	29,760

集落排水（1月分料金：基本料金を含む）

単位：円（消費税込）

使用水量	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	調整案
5 m3		2人家族		1,940	2人家族	1,570	680
10 m3		2,410		2,520	2,250	1,570	1,380
20 m3		3人家族		3,880	3人家族	3,460	2,780
30 m3		3,250		5,770	2,620	5,770	4,180
40 m3		4人家族		8,400	4人家族	8,920	5,580
50 m3		4,090		11,020	3,000	12,070	6,980
100 m3		5人家族		31,500	5人家族	34,120	14,230
200 m3		4,930		72,450	3,370	78,220	29,760

平均使用料金と統一料金との比較表

* 上水道料金(口径13mmで30m3を使用した場合の1ヶ月分料金、基本料を含み、メーター器使用料は除く) 単位:円(消費税込み)

	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
給水戸数	5,115	2,729	3,160	1,081		
30m3 当り料金	5,295	4,340	5,190	5,770		
統一料金との比較割合	1.08	0.89	1.06	1.18		

上水道統一料金
30m3 当り 4,900 円

* 簡易水道料金(口径13mmで30m3を使用した場合の1ヶ月分料金、基本料を含み、メーター器使用料は除く) 単位:円(消費税込み)

地区名	峰山町	大宮町					網野町	丹後町		弥栄町		久美浜町	
		奥大野	三重・常吉・久住	森本	竹野川	五十河		電力地区	自流地区	中央簡水第2	左記以外	右記以外	神谷・奥野地・甲坂・河内
給水戸数		307	347	74	177	41	1,330	822	442	6	2,031	3,851	103
30m3 当り料金		2,520	6,190	5,040	4,030	3,150	5,190	4,930	4,300	4,930	2,530	4,470	660
統一料金との比較割合		0.57	1.41	1.15	0.92	0.72	1.18	1.12	0.98	1.12	0.58	1.02	0.15

* 飲料水供給施設水道料金(口径13mmで30m3を使用した場合の1ヶ月分料金、基本料を含み、メーター器使用料は除く) 単位:円(消費税込み)

地区名	峰山町		大宮町	網野町	丹後町	弥栄町		久美浜町
	大成	茂地				右記以外	掘越	吉野
給水戸数	5	6		11		34	6	25
30m3 当り料金	2,650	800		5,190		2,530	1,970	4,470
統一料金との比較割合	0.60	0.18		1.18		0.58	0.45	1.02

簡水飲供統一料金
30m3 当り 4,400 円

* 公共下水道料金(口径13mmで30m3を使用した場合の1ヶ月分料金、基本料を含み、メーター器使用料は除く) 単位:円(消費税込み)

	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
加入計画戸数	7,552		892			1,944
30m3 当り料金	4,220		4,460			5,770
統一料金との比較割合	1.01		1.07			1.38

公共集排統一料金
30m3 当り 4,180 円

* 集落排水料金(口径13mmで30m3を使用した場合の1ヶ月分料金、基本料を含み、メーター器使用料は除く) 単位:円(消費税込み)

	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
加入計画戸数		223		177	1,704	134
30m3 当り料金		4,090		5,770	3,000	5,770
統一料金との比較割合		0.98		1.38	0.72	1.38

* 大宮町・弥栄町については4人家族を標準として30m3 に計上した。

第13回 建設・産業小委員会

協議第4号

19-28 農林水産事業の取扱い(その9)

平成15年3月11日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い			整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 農道			分科会名	農業分科会		
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 農道							
路線数	194路線	102路線	162路線	263路線	170路線	334路線	
延長	30,196m	20,168m	27,340m	43,097m	96,319m	67,373m	
台帳の有無	有	同左	同左	同左	同左	同左	
(参考) 一定要件農道 (有効復員4m以上)							
路線数	2路線	30路線	4路線	11路線	37路線	32路線	
延長	627m	8,928m	1,659m	3,277m	6,103m	9,056m	
台帳の有無	有	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号	専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 農業		分科会名	農業分科会
課 題		調 整 結 果		
1 農道 -		(案) 1 農道 現行のまま、新市に継承する。		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い			整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 林道			分科会名	林業分科会		
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
1 林道・作業道							
林道							
路線数	15路線	33路線	6路線	12路線	11路線	39路線	
延長	16,822m	29,774m	4,033m	15,269m	13,890m	27,149m	
台帳の有無	有	同左	同左	同左	同左	同左	
作業道							
路線数	6路線	7路線	5路線	27路線	11路線	17路線	
延長	2,735m	5,260m	3,279m	13,104m	7,541m	12,035m	
台帳の有無	有	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 林道	分科会名	林業分科会		
課 題			調 整 結 果		
2 林道・作業道			(案) 2 林道・作業道 現行のまま、新市に継承する。		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い			整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 分収造林			分科会名	林業分科会		
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
1 分収造林							
町行造林							
契約集落数	5集落	8集落	10集落	20集落	17集落	20集落	
契約面積	32.94ha	137.98ha	233.99ha	265.37ha	196.6ha	309.87ha	
分収割合	町:集落=7:3	町:集落=7:3	町:集落=5:5 町:集落=6:4 町:集落=7:3	町:集落=6:4 町:集落=5:5	町:集落=7:3	町:集落=2/3:1/3 町:集落=6:4	
<参考資料> 公団・公社造林							
緑資源公団							
団地数	10団地	5団地	3団地	4団地	2団地	3団地	
契約面積	272.99ha	293.67ha	105.85ha	149.81ha	52.27ha	396.72ha	
京都府森と緑の公社							
団地数	2団地	4団地	4団地	4団地	8団地	11団地	
契約面積	29.31ha	124.43ha	76.33ha	164.90ha	283.05ha	243.70ha	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号	専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 分収造林		分科会名	林業分科会
課 題		調 整 結 果		
1 分収造林		(案) 1 分収造林 分収造林は、すべて新市に継承する。		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い				整理番号		専門部会名	農林水産部会						
分類	農林水産関連施設・使用料						分科会名	農業・林業・水産分科会						
項目	現				況									
1 農林水産関連施設・使用料	峰山町				大宮町									
	峰山町天女の里交流施設使用料				アグリセンター大宮使用料 (単位:円)									
	使用時間	午前 9:00 ~ 12:30	午後 12:30 ~ 17:00	夜間 17:00 ~ 22:00	施設名	面積 (㎡)	定員 (人)	使用料 区分	午前 8時30分~ 12時30分	午後 13時~ 17時	夜間 17時30分~ 22時	午前~午後 8時30分~ 17時	午後~夜間 13時~ 22時	午前~夜間 8時30分~ 22時
	加工研究室	200円	250円	300円	視聴覚教養室A	41	30	室料	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
	地域特産物農産物製造室	300円	350円	400円				冷暖房料	500	500	500	1,000	1,000	1,500
	研修室	600円	800円	1,000円	視聴覚教養室B	42	30	室料	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
	体験実習室	600円	800円	1,000円				冷暖房料	500	500	500	1,000	1,000	1,500
	コテージ1戸	基本料金 10,000円に1人につき1,000円(小学生以下は500円)を加算した額			農業技術研修室	41	30	室料	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
	テントベース1基	4,000円						冷暖房料	500	500	500	1,000	1,000	1,500
	冷暖房料	町長が定める実費相当額			地域活性化研修室A	41	30	室料	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
	峰山町林業総合センター使用料							冷暖房料	500	500	500	1,000	1,000	1,500
	室別等	午前 (9:00~ 12:30)	午後 (12:30~ 17:00)	夜間 (17:00~ 22:00)	地域活性化研修室B	42	30	室料	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
	小会議室	600円	800円	1,000円				冷暖房料	500	500	500	1,000	1,000	1,500
	中会議室	800円	1,100円	1,400円	調理加工実習室	78	24	室料	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	4,500
	大会議室	1,200円	1,600円	2,000円				冷暖房料	500	500	500	1,000	1,000	1,500
機械及び工具	1人つき100円			多目的ホール		300	室料	5,000	5,000	5,000	8,000	8,000	10,000	
冷暖房料	町長の定める実費相当額						冷暖房料	3,000	3,000	3,000	6,000	6,000	9,000	
				アグリセンター大宮土壌分析室機器使用料										
					サンプル数	金額								
				1	申し込み一件につき	1,000円								
				2	サンプル数、1ヶ	1,000円								
				3	サンプル数、1ヶ~5ヶ	1,500円								
				4	サンプル数、6ヶ以上	1ヶ当り300円								
根拠条例	峰山町天女の里交流施設の設置及び管理に関する条例 峰山町林業総合センターの設置及び管理に関する条例				アグリセンター大宮の設置及び管理に関する条例・アグリセンター大宮土壌分析室機器使用規程									

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号	専門部会名	農林水産部会
分類	農林水産業関連施設・使用料		分科会名	農業・林業・水産分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>1 農林水産業関連施設・使用料</p> <p>峰山町・・・天女の里交流施設・林業総合センター 大宮町・・・アグリセンター大宮 網野町・・・山村体験交流センター 丹後町・・・農村景観活用交流施設 久美浜町・・・奥山自然たいけい公園・マリンプラザ・風蘭の館</p>		<p>(案)</p> <p>1 農林水産業関連施設・使用料</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い	整理番号		専門部会名	農林水産部会																																						
分類	農林水産関連施設・使用料	分科会名	農業・林業・水産分科会																																								
	現		況																																								
項目	網野町		丹後町																																								
(つづき) 1 農林水産関連施設・使用料	<p><u>網野町山村体験交流センター使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宿泊</td> <td>大人(高校生以上)</td> <td>1人 3,000円</td> </tr> <tr> <td>小人(小・中学生)</td> <td>1人 2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研修室等</td> <td>4時間以上</td> <td>1室 2,000円</td> </tr> <tr> <td>4時間未満</td> <td>1室 1,000円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房</td> <td>1室</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入浴 (宿泊者を除く)</td> <td>大人(高校生以上)</td> <td>1回 200円</td> </tr> <tr> <td>小人(小・中学生)</td> <td>1回 100円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>網野町山村体験交流センター附属設備使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャンプ用テント(サイト料金含む)</td> <td>1組1泊</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>キャンプサイト</td> <td>1張</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	使用料	宿泊	大人(高校生以上)	1人 3,000円	小人(小・中学生)	1人 2,000円	研修室等	4時間以上	1室 2,000円	4時間未満	1室 1,000円	冷暖房	1室	500円	入浴 (宿泊者を除く)	大人(高校生以上)	1回 200円	小人(小・中学生)	1回 100円	区分	単位	使用料	キャンプ用テント(サイト料金含む)	1組1泊	2,000円	キャンプサイト	1張	1,000円	<p><u>丹後町農村景観活用交流施設使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人1人1泊につき</td> <td>300円</td> <td rowspan="2">昼間(午前10時から午後5時まで)のみの使用料は1人100円とする。</td> </tr> <tr> <td>高校生以下1人1泊につき</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1泊は午前10時より翌日の午前10時までとする</p>			単位	金額	備考	大人1人1泊につき	300円	昼間(午前10時から午後5時まで)のみの使用料は1人100円とする。	高校生以下1人1泊につき	200円
区分	単位	使用料																																									
宿泊	大人(高校生以上)	1人 3,000円																																									
	小人(小・中学生)	1人 2,000円																																									
研修室等	4時間以上	1室 2,000円																																									
	4時間未満	1室 1,000円																																									
冷暖房	1室	500円																																									
入浴 (宿泊者を除く)	大人(高校生以上)	1回 200円																																									
	小人(小・中学生)	1回 100円																																									
区分	単位	使用料																																									
キャンプ用テント(サイト料金含む)	1組1泊	2,000円																																									
キャンプサイト	1張	1,000円																																									
単位	金額	備考																																									
大人1人1泊につき	300円	昼間(午前10時から午後5時まで)のみの使用料は1人100円とする。																																									
高校生以下1人1泊につき	200円																																										
根拠条例	網野町山村体験交流センターの設置及び管理に関する条例		丹後町農村景観活用交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則																																								

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号	専門部会名	農林水産部会
分類	農林水産業関連施設・使用料		分科会名	農業・林業・水産分科会
課 題		調 整 結 果		
(つづき) 1 農林水産業関連施設・使用料		(つづき) 1 農林水産業関連施設・使用料		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	農林水産関連施設・使用料			分科会名	農業・林業・水産分科会
現 況					
項 目	久 美 浜 町				
(つづき)					
1 農林水産関連施設・使用料	久美浜町奥山自然たいけん公園使用料				
	種別	使用料	備考		
	テントサイト	基本額 1基 2,000円			
	6人用バンガロー	基本額 1棟 6,000円 加算額 1人 1,000円 (ただし、中学生以下は半額)	午後1時から翌日午前10時まで		
	10人用バンガロー	基本額 1棟 10,000円 加算額 1人 1,000円(ただし、中学生以下は半額)	午後1時から翌日午前10時まで		
	久美浜町マリンプラザ使用料				
	単位	使用料			
	1年につき	1,200千円			
	久美浜町風蘭の館使用料				
	1 施設				
	施設名	利用区分	利用単位	利用料金	備考
	和室	宿泊	1人1泊	中学生以下の者 2,000円	午後1時から翌日の午前10時まで
				上記以外の者 4,000円	
		休憩	半日1部屋	3,000円	4時間未満
				1日1部屋	4,000円
	交流センター	-	-	無料	-
	風蘭バイオ棟	風蘭等の栽培	1回	3,000円以内で町長の定める額	必要経費の実費相当額
	2 付属施設				
	付属施設名	利用単位	利用料金		
	シャワー	1回	200円		
	調理器具	1式1時間	200円		
根拠条例	久美浜町奥山自然たいけん公園の設置及び管理に関する条例 久美浜町マリンプラザの設置及び管理に関する条例 久美浜町風蘭の館の設置及び管理に関する条例				

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号	専門部会名	農林水産部会
分類	農林水産業関連施設・使用料		分科会名	農業・林業・水産分科会
課 題		調 整 結 果		
(つづき) 1 農林水産業関連施設・使用料		(つづき) 1 農林水産業関連施設・使用料		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い				整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	農林水産業関連施設(参考資料)				分科会名		農業・林業・水産分科会	
	現			況				
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
農業関連施設	<p><u>峰山町天女の里交流施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 目的 都市と農村の交流推進 所在地 峰山町字鱒留 1642 設置年 平成13年 管理 直営(一部天女の里協力会委託) 施設概要 交流ターミナル・コテージ・炊事・シャワー棟・テントベース他 	<p><u>アグリセンター大宮</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 目的 農業農村の活性化推進コミュニティ施設 所在地 大宮町口大野 228-1 設置年 平成9年 管理 直営 施設概要 視聴覚教養室・農業技術研修室・地域活性化研修室・調理加工実習室・多目的ホール 	<p><u>網野町山村体験交流センター</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 目的 林業体験、農業体験等を通して都市住民との交流を図る 所在地 網野町字切畑小字中畑 1394 設置年 平成11年 管理 切畑区に委託 施設概要 交流室・研修室・宿泊室・浴室・多目的広場・キャンプサイト他 	<p><u>丹後町農村景観活用交流施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 目的 都市と農村の交流推進 所在地 丹後町小脇 419-2 設置年 平成4年 管理 鞍内区に委託 施設概要 テントサイト・炊事舎・トイレ・管理棟・ファイヤーサークル他 		<p><u>久美浜町奥山自然たいけん公園</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 目的 都市と農村の交流推進 所在地 久美浜町字二俣小字石本 60-20 設置年 平成7年 管理 奥山区に委託 施設概要 管理棟・テントサイト・6人用バンガロー・10人用バンガロー・炊事舎・便所・茶屋あそび石(農産物直売・食材供給施設)・遊歩道遊具他 		
林業関連施設	<p><u>峰山町林業総合センター</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 目的 林業経営の安定及び振興 所在地 峰山町字五箇 44-1 設置年 平成11年 管理 丹後地区森林組合に委託 施設概要 会議室・木工教室(林業総合センター) 							
根拠条例	峰山町天女の里交流施設の設置及び管理に関する条例 峰山町林業総合センターの設置及び管理に関する条例	アグリセンター大宮の設置及び管理に関する条例 農産物加工直売施設の設置及び管理に関する条例	網野町山村体験交流センターの設置及び管理に関する条例	丹後町農村景観活用交流施設の設置及び管理に関する条例		久美浜町奥山自然たいけん公園の設置及び管理に関する条例		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	農林水産業関係施設(参考資料)	分科会名		分科会名	農業・林業・水産分科会
課 題			調 整 結 果		
(参考資料)			(参考資料)		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	農林水産業関連施設(参考資料)	分科会名	農業・林業・水産分科会		
項 目		現 況			久美浜町
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町
(つづき) 水産関連施設					<p><u>久美浜町マリンプラザ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：水産業の振興を図る。 ・所在地：京都府熊野郡久美浜町字湊宮 1612-34 ・設置年：平成4年 ・管理：湊漁業協同組合へ委託 ・施設概要 木造瓦葺平屋建(192.0㎡) 特産品販売促進施設 <p><u>久美浜町風蘭の館</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：漁村地域における農林水産業の振興 ・所在地：久美浜町字蒲井 518 ・設置年：平成4年 ・管理：風蘭の館管理運営委員会へ委託 ・施設概要 和室・交流センター・風蘭パイオ棟
根拠条例					<p>久美浜町マリンプラザの設置及び管理に関する条例 久美浜町風蘭の館の設置及び管理に関する条例</p>

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	農林水産業関係施設(参考資料)	分科会名		分科会名	農業・林業・水産分科会
課 題			調 整 結 果		
(参考資料)			(参考資料)		

第13回 建設・産業小委員会

協議第5号

19-29 商工観光事業の取扱い(その8)

平成15年3月11日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い			整理番号		専門部会名	商工観光部会																																																																								
分類	商工観光関連施設・使用料					分科会名	商工・観光分科会																																																																								
項目	現			況																																																																											
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町																																																																									
1 商工観光関連施設・使用料	峰山町織物センター使用料 (円)			大宮織物ホール使用料																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>1,200</td> <td>1,800</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>第1会議室</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>教養室</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>料理教室</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>第1研修室</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>冷房</td> <td>500or 1,000</td> <td>700or 1,300</td> <td>800or 1,500</td> </tr> <tr> <td>ストーブ</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table>				午前	午後	夜間	大会議室	1,200	1,800	2,500	第1会議室	500	800	1,000	第2会議室	500	800	1,000	教養室	500	800	1,000	料理教室	800	1,000	1,500	第1研修室	800	1,000	1,500	第2研修室	600	800	1,200	冷房	500or 1,000	700or 1,300	800or 1,500	ストーブ	300	400	500	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">使用料</th> <th>半日</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>8:30 ~ 12:30 13:00 ~ 17:00</th> <th>17:00 ~ 22:00</th> <th>8:30 ~ 17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2階大ホール</td> <td>専用料</td> <td>5,000円</td> <td>8,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房料</td> <td>1,500円</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">予備室</td> <td>専用料</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房料</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>					室名	使用料	半日	夜間	全日	8:30 ~ 12:30 13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	8:30 ~ 17:00	2階大ホール	専用料	5,000円	8,000円	12,000円	冷暖房料	1,500円	2,400円	3,600円	予備室	専用料	300円	400円	700円	冷暖房料	100円	200円	300円	網野織物センター使用料				
		午前	午後	夜間																																																																											
	大会議室	1,200	1,800	2,500																																																																											
	第1会議室	500	800	1,000																																																																											
	第2会議室	500	800	1,000																																																																											
	教養室	500	800	1,000																																																																											
	料理教室	800	1,000	1,500																																																																											
	第1研修室	800	1,000	1,500																																																																											
	第2研修室	600	800	1,200																																																																											
冷房	500or 1,000	700or 1,300	800or 1,500																																																																												
ストーブ	300	400	500																																																																												
室名	使用料	半日	夜間	全日																																																																											
		8:30 ~ 12:30 13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	8:30 ~ 17:00																																																																											
2階大ホール	専用料	5,000円	8,000円	12,000円																																																																											
	冷暖房料	1,500円	2,400円	3,600円																																																																											
予備室	専用料	300円	400円	700円																																																																											
	冷暖房料	100円	200円	300円																																																																											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th colspan="3">使用料金(1回につき)</th> </tr> <tr> <th>午前 (9:00 ~ 12:00)</th> <th>午後 (12:00 ~ 18:00)</th> <th>夜間 (18:00 ~ 22:00)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1教室</td> <td>150円</td> <td>200円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>第2教室</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>特別教室</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table>					室名	使用料金(1回につき)			午前 (9:00 ~ 12:00)	午後 (12:00 ~ 18:00)	夜間 (18:00 ~ 22:00)	第1教室	150円	200円	250円	第2教室	150	200	250	特別教室	250	300	350	弥栄町機業センター使用料																																																				
室名	使用料金(1回につき)																																																																														
	午前 (9:00 ~ 12:00)	午後 (12:00 ~ 18:00)	夜間 (18:00 ~ 22:00)																																																																												
第1教室	150円	200円	250円																																																																												
第2教室	150	200	250																																																																												
特別教室	250	300	350																																																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・根拠条例 峰山町織物センターの設置及び管理に関する条例 			<ul style="list-style-type: none"> 1 次の時間の使用のない場合で、上記時間を超えるときは1時間または端数毎に当該料金の1/5とする。 2 1階ホール、2階ロビー専用の場合、通路と認められる部分は専用することができない。 ・根拠条例 大宮織物ホール設置管理ならびに使用条例 					<ul style="list-style-type: none"> 備考 暖房を使用する場合は2割増、冷房を使用する場合は1割増の使用料金とする。 ・根拠条例 網野織物センターの設置及び管理に関する条例 					<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>単位</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教養室</td> <td>1回</td> <td>200円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td>1回</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>1回</td> <td>200円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>保健室</td> <td>1回</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>母子ホール</td> <td>1回</td> <td>1000円</td> <td>2000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>夜間は午後6時以降とする。 冷暖房費は別途徴収する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠条例 弥栄町機業センターの設置並びに管理に関する条例 					室名	単位	昼間	夜間	教養室	1回	200円	400円	談話室	1回	150円	300円	調理実習室	1回	200円	400円	保健室	1回	150円	300円	母子ホール	1回	1000円	2000円																																						
室名	単位	昼間	夜間																																																																												
教養室	1回	200円	400円																																																																												
談話室	1回	150円	300円																																																																												
調理実習室	1回	200円	400円																																																																												
保健室	1回	150円	300円																																																																												
母子ホール	1回	1000円	2000円																																																																												

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	商工観光関連施設・使用料	分科会名		分科会名	商工・観光分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>1 商工観光関連施設・使用料</p> <p>商工関連施設</p> <p>峰山町・・・峰山町織物センター</p> <p>大宮町・・・大宮織物ホール</p> <p>網野町・・・網野織物センター</p> <p>弥栄町・・・弥栄町機業センター</p> <p>観光関連施設</p> <p>大宮町・・・小町公園関連施設</p> <p>網野町・・・浅茂川温泉浴場</p> <p>丹後町・・・碓高原観光関連施設・宇川温泉よし野の里・てんきてんき村関連施設</p> <p>弥栄町・・・弥栄町丹後半島森林公園関連施設・弥栄町山の家・弥栄町スイス村スキー場関連施設</p> <p>弥栄町スイス村高原休養センター・弥栄町スイス村体験交流宿泊施設・弥栄あしぎぬ温泉</p> <p>久美浜町・・・久美浜町かぶと山荘の家・久美浜町マリゲート</p>			<p>(案)</p> <p>1 商工観光関連施設・使用料</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い			整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	商工観光関連施設（参考資料）				分科会名	商工・観光分科会
	現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
(参考資料) 1 商工観光関連施設				<p><u>農林漁業体験実習館・地域休養施設（はしうど荘）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 丹後町間人 632 番地の 1 設置年 昭和 6 0 年 管理 (株)テンキテンキ村 設置年 昭和 6 0 年 施設概要 宿泊施設・温泉施設・研修室・会議室 <p><u>多目的広場</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 丹後町竹野 289 番地 管理 (株)テンキテンキ村 設置年 昭和 6 0 年 施設概要 多目的広場 <p><u>コミュニティプラザ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 丹後町間人 1797 番地 管理 (株)テンキテンキ村 設置年 平成 6 年 施設概要 いこいの広場 <p><u>オートキャンプ場</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 丹後町竹野 342 番地 設置年 平成 4 年 管理 (株)テンキテンキ村 施設の概要 区画数 5 5 区画 付帯設備 炊飯施設・トイレ <p><u>郷土文化保存伝習施設（伝習館）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 丹後町間人 633 番地の 1 設置年 平成 4 年 管理 (株)テンキテンキ村 施設概要 多目的研修室・体験室 根拠条例 てんきてんき村関連施設の設置並びに管理に関する条例 	<p><u>弥栄あしぎぬ温泉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 弥栄町字木橋 1 1 4 6 番地 設置年 平成 6 年 管理 弥栄町 施設概要 露天風呂・サウナ・ジャグジー・うたせ湯箱むし・寝湯・レストラン「あしぎぬ」 根拠条例 弥栄あしぎぬ温泉の設置及び管理に関する条例 <p><u>弥栄町スイス村スキー場</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 弥栄町字野中 328-1 設置年 昭和 5 9 年 管理 弥栄町 施設概要 ペアリフト 1 基 シングルリフト 2 基 ゲレンデ食堂、ハーフパイプ(スノーボード用) 根拠条例 弥栄町スイス村スキー場設置条例 <p><u>弥栄町スイス村高原休養センター</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 弥栄町字野中小字住山 329 設置年 平成 2 年 管理 弥栄町 施設概要 休養室・入浴場 根拠条例 弥栄町スイス村高原休養センターの設置並びに管理に関する条例 <p><u>弥栄町スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 弥栄町字野中小字住山 329-1 設置年 平成 1 4 年 管理 丹後地区森林組合に委託 施設概要 展望レストラン・宿泊室・研修室 根拠条例 弥栄町スイス村体験交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例 <p><u>弥栄町山の家</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 弥栄町字須川 1685-4 設置年 昭和 4 7 年 管理 京都府弥栄青少年山の家運営協力会 施設概要 宿泊施設 根拠条例 弥栄町山を家の設置及び管理に関する条例 	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	商工観光関連施設・使用料		分科会名	商工・観光分科会
課 題		調 整 結 果		
(つづき) 1 商工観光関連施設・使用料		(案) (つづき) 1 商工観光関連施設・使用料		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (1)

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	商工観光関連施設・使用料		分科会名	商工・観光分科会

現 況

大 宮 町

項 目

(つづき)

1 商工観光関連施設・使用料

小町公園関連使用料

小町の舎研修室使用料

区分	単位	使用料	摘要
全室	半日	2,000円	

備考

1. 「半日」とは、3時間半以下の使用をいう。

小町の舎展示室入館料

区分	単位	使用料	提要
大人	1人1回	200円	
小学生及び中学生	〃	100円	

備考

イベント展望ゾーン(芝生広場・ステージ)等使用料

区分	単位	使用料	摘要
10人以上の団体による野外活動、又は、多数の参加者によって実施されるイベント・スポーツ大会等	半日	2,000円	
	宿泊を伴うもの	1泊につき 3,000円加算	

備考

1. 「半日」とは、3時間半以下の使用をいう。

・根拠条例

小町公園の設置及び管理に関する条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	商工観光関連施設・使用料		分科会名	商工・観光分科会
課 題		調 整 結 果		
(つづき) 1 商工観光関連施設・使用料		(案) (つづき) 1 商工観光関連施設・使用料		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	商工観光関連施設・使用料		分科会名	商工・観光分科会

現 況

網 野 町

項 目			
(つづき)			
1 商工観光関連施設使用料	網野町浅茂川温泉浴場使用料		

区 分		使用料	備 考	
浴 場	1回券	大人(高校生以上)	500円	
		小人(3歳以上~中学生以下)	300円	
	回数券	大人(高校生以上)	(10回券)3,000円	
		小人(3歳以上~中学生)	(10回券)2,000円	
	会員券	大人(高校生以上)	(1年券)20,000円	許可をした日から1年
		小人(3歳以上~中学生以下)	(1年券)12,000円	
	身体障害者風呂券	(1回券)200円		
	家族風呂券	(1回券)1,000円		
食 堂	食堂を経営する者	(1月当たり)165,000円以内	使用期間が、1月に満たないときはその月の使用料は日割計算する。	
売 店	売店を経営する者	(1月当たり)47,500円以内		

根拠条例 網野町浅茂川温泉浴場の設置及び管理に関する条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	商工観光関連施設・使用料		分科会名	商工・観光分科会
課 題		調 整 結 果		
(つづき) 1 商工観光関連施設・使用料		(案) (つづき) 1 商工観光関連施設・使用料		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	商工観光関連施設・使用料		分科会名	商工・観光分科会

現 況

丹 後 町

項 目 (つづき) 1 商工観光関連施設・使用料	<p>丹後町定高原観光関連施設使用料 テニスコート使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テニスコート</td> <td>一面につき 1 日</td> <td>5,000 円</td> <td>時間単位の使用については、1 日の使用料を超えない範囲で町長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>付属設備</td> <td></td> <td></td> <td>町長が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 「1 日」とは午前 9 時から午後 6 時までの使用をいう。 2 使用時間の区分を変更する場合の使用料は、この表に掲げる使用料との均衡を考慮して、そのつど町長が定める。</p> <p>・根拠条例 丹後町定高原観光関連施設の設置並びに管理に関する条例</p> <p>宇川温泉よし野の里有料施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宿泊室</td> <td>1 人につき 1 泊</td> <td>3,000 円</td> <td rowspan="2">左欄の合計額</td> </tr> <tr> <td>1 室につき 1 泊</td> <td>12,000 円</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>1 人につき 1 回</td> <td>600 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大広間</td> <td>1 室につき 1 日</td> <td>8,000 円</td> <td>時間単位の使用については、1 日の使用料を超えない範囲で町長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>加工試作室</td> <td>1 室につき 1 日</td> <td>5,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゲートボール場</td> <td>1 場につき 1 日</td> <td>3,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊棟広間</td> <td>1 室につき 1 日</td> <td>7,000 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 「1 日」とは、午前 9 時から午後 6 時までの使用をいう。 2 「1 泊」とは、午後 4 時から翌日の午前 10 時までの使用をいう。 3 使用時間の区分を変更する場合の使用料は、この表に掲げる使用料との均衡を考慮して、そのつど町長が定める。</p> <p>・根拠条例 宇川温泉よし野の里の設置及び管理に関する条例</p>	区分	単位	使用料	摘要	テニスコート	一面につき 1 日	5,000 円	時間単位の使用については、1 日の使用料を超えない範囲で町長が別に定める額	付属設備			町長が別に定める額	区分	単位	使用料	摘要	宿泊室	1 人につき 1 泊	3,000 円	左欄の合計額	1 室につき 1 泊	12,000 円	浴室	1 人につき 1 回	600 円		大広間	1 室につき 1 日	8,000 円	時間単位の使用については、1 日の使用料を超えない範囲で町長が別に定める額	加工試作室	1 室につき 1 日	5,000 円		ゲートボール場	1 場につき 1 日	3,000 円		宿泊棟広間	1 室につき 1 日	7,000 円	
区分	単位	使用料	摘要																																								
テニスコート	一面につき 1 日	5,000 円	時間単位の使用については、1 日の使用料を超えない範囲で町長が別に定める額																																								
付属設備			町長が別に定める額																																								
区分	単位	使用料	摘要																																								
宿泊室	1 人につき 1 泊	3,000 円	左欄の合計額																																								
	1 室につき 1 泊	12,000 円																																									
浴室	1 人につき 1 回	600 円																																									
大広間	1 室につき 1 日	8,000 円	時間単位の使用については、1 日の使用料を超えない範囲で町長が別に定める額																																								
加工試作室	1 室につき 1 日	5,000 円																																									
ゲートボール場	1 場につき 1 日	3,000 円																																									
宿泊棟広間	1 室につき 1 日	7,000 円																																									

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	商工観光関連施設・使用料		分科会名	商工・観光分科会
課 題		調 整 結 果		
(つづき) 1 商工観光関連施設・使用料		(案) (つづき) 1 商工観光関連施設・使用料		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工観光事業の取扱い	商工観光関連施設使用料	分科会名	商工・観光分科会

現 況

丹後町

項 目

(つづき)
1 商工観光関連施設・使用料

てんきてんき村関連施設(有料施設)使用料

区分		単位	使用料	摘要	
はしうど荘	宿泊	1人につき1泊	5,000円	時間単位の使用については、1日の使用料を越えない範囲で町長が別に定める額	
	上記以外	個室	1人につき1泊		5,000円
		会議室	1室につき1日		8,000円
		研修室	1室につき1日		8,000円
		浴室	1人につき1泊		300円
	体験実習		実費		
伝習館	多目的研修室	1室につき1日	8,000円	時間単位の使用については、1日の使用料を越えない範囲で町長が別に定める額	
	体験室	1室につき1日	5,000円		
	体験実習		実費		
オートキャンプ場		1区画につき1日	5,000円		
多目的広場		1日	5,000円	時間単位の使用については、1日の使用料を越えない範囲で町長が別に定める額	
コミュニティプラザ	ステージ電気施設	1日	5,000円	時間単位の使用については、1日の使用料を越えない範囲で町長が別に定める額	
附属施設				町長が別に定める額	

・根拠条例 てんきてんき村関連施設の設置並びに管理に関する条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	商工観光関連施設・使用料		分科会名	商工・観光分科会
課 題		調 整 結 果		
(つづき) 1 商工観光関連施設・使用料		(案) (つづき) 1 商工観光関連施設・使用料		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号		専門部会名	商工観光部会				
分類	商工観光関連施設・使用料	分科会名		分科会名	商工・観光分科会				
現 況									
項 目	弥 栄 町								
(つづき)	弥栄町丹後半島森林公園関連施設使用料								
1 商工観光関連施設・使用料	森林公園各施設使用料 オートキャンプ場								
	日・祝日の前日	左記以外の日	1区画テント1張りタープ1張り駐車1台分						
	夏休み(7月～8月17日) 4,000円	2,000円							
	水道施設のみ使用								
	10人以下	20人以下	50人以下	100人以下					
	500円	1,000円	2,500円	5,000円					
	バンガロー								
	日・祝日の前日	左記以外の日	8畳6棟 2段ベッド2組						
	夏休み(7月～8月17日) 10,000円	5,000円							
	テニスコート								
	時間	1	2	3	4	5	6	7	8
	コート								
	全天候型ゴム チップコート	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円
	アスファルト カラーコート	1,000	1,500	2,000	2,300	2,600	2,900	3,200	3,500
	リフト・スーパースライダー								
	1回券(夏)	1回券(冬)	6回券	12回券(冬)	半日券(冬)	1日券	スーパー スライダー 雨天利用不可		
	300円	250円	1,300円	2,500円	2,000円	3,500円			
	・根拠条例 弥栄町丹後半島森林公園設置及び管理に関する条例								
	弥栄町山の家使用料								
	区分	単位	使用料の額						
	各室使用料	午前9時から午後5時まで 1回につき	500円をこえない範囲で町長の定める額						
	宿泊料	1人1泊(午後5時から翌日の午前9時まで)	500円をこえない範囲で町長の定める額						
	食事料		実費						
	暖房料		実費						
	・根拠条例 弥栄町山をの家の設置及び管理に関する条例								

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	商工観光関連施設・使用料	分科会名		分科会名	商工・観光分科会
課 題			調 整 結 果		
(つづき) 1 商工観光関連施設・使用料			(案) (つづき) 1 商工観光関連施設・使用料		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	商工観光関連施設・使用料		分科会名	商工・観光分科会

現 況

弥 栄 町

（つづき）
1 商工観光関連施設・使用料

弥栄町スイス村スキー場関連施設使用料

スキー場施設使用料

区分	単位	個人	町内小中学校 (個人)	学校行事 (団体)	備考	
スキーリフト	1回券	甲種	300	—	—	
		乙種	250	100	50	
	6回券		1,300	600	300	
	12回券		2,500	1,000	600	
	半日券		2,000	1,000	600	
	1日券		3,500	1,500	1,000	
	シーズン券 (中学生以下)		6,000	—	—	中学生以下
シーズン券 (一般)		15,000	—	—	高校生以上	
スノーボードパーク利用券	1日券	2,000	1,500	—		
スノーボードフリーパス券	1日券	3,500	1,500	—	全スキーリフト、スノーボード共通利用券	
レンタルスキー	1回	子供	2,000	1,500	1,000	小学生以下
		大人	3,000	1,500	1,000	中学生以上
レンタルスノーボード	1回	子供	2,000	1,500	—	小学生以下
		大人	3,000	1,500	—	中学生以上

- (1) 町内小中学校の児童生徒が個人で利用する場合及び町外の中学校生徒がシーズンリフト券を利用する場合は、あらかじめ各学校長が発行した身分証明書を購入時に提出することとする。
- (2) 学校行事として団体で利用する場合は、小中学校、または高等学校が行うスキー授業、講習会で20人以上が参加する場合をいう。利用日は、平日に限る。ただし、利用にあたっては、事前に弥栄町長に申請しなければならない。
- スノーボードパーク(ハーフパイプ、キッカージャンプ、クォーターパイプ、テーブルトップ)を利用するスノーボーダーは、スノーボードパーク利用券又はフリーパス券を別途購入しなければならない。

駐車場使用料

区分	単位	料金
大型自動車	1回	1,500円
普通自動車	1回	1,000円
	1シーズン	通常
		リフトシーズン券購入者

ただし、フリーパス券は全スキーリフトも利用できる。
・根拠条例 弥栄町スイス村スキー場設置条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	商工観光関連施設・使用料		分科会名	商工・観光分科会
課 題		調 整 結 果		
(つづき) 1 商工観光関連施設・使用料		(案) (つづき) 1 商工観光関連施設・使用料		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	商工観光関連施設・使用料		分科会名	商工・観光分科会

現 況

弥 栄 町

（つづき）
1 商工観光関連施設・使用料

弥栄町スイス村高原休養センター使用料
休養室等使用料

区分	使用料内訳		
	4時間以内	6時間以内	6時間以上
休養室（小）	1,000 円	1,500 円	6 時間を超えるとき 1 時間増すごとに 500 円加算
休養室（大）	2,000 円	3,000 円	” 600 円加算

入浴料

区分	使用区分	金額
一般	1 人 1 回につき	300 円
小中学校の児童・生徒	1 人 1 回につき	200 円
回数券	一般	12 回券 3,000 円
	小中学校の児童・生徒	12 回券 2,000 円

食事料 実費とする。
・根拠条例 弥栄町スイス村高原休養センターの設置並びに管理に関する条例施行規則

弥栄町スイス村体験交流宿泊施設使用料
体験交流宿泊施設使用料

利用者 / 目的等	使用料	備考
大人（中学生以上）	8,500 円	一泊二食付
小人（3 歳以上～小学 6 年生以下）	7,500 円	一泊二食付
2 歳以下	無料	一泊二食付
各室会議等一時使用	2,000 円	4 時間以上
各室会議等一時使用	1,000 円	4 時間未満

・根拠条例 弥栄町スイス村体験交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例

弥栄あしぎぬ温泉使用料
あしぎぬ温泉使用料

区分	使用料
1 回券	大人（高校生以上） 600 円
	小人（3 歳以上～中学生以下） 400 円
回数券 （10 回数券）	大人（高校生以上） 4,000 円
	小人（3 歳以上～中学生以下） 3,000 円

・根拠条例 弥栄あしぎぬ温泉の設置及び管理に関する条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	商工観光関連施設・使用料	分科会名		分科会名	商工・観光分科会
課 題			調 整 結 果		
(つづき) 1 商工観光関連施設・使用料			(案) (つづき) 1 商工観光関連施設・使用料		
小委員会確認期日				協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	商工観光関連施設・使用料		分科会名	商工・観光分科会

現 況

久美浜町

項目 (つづき)
1 商工観光関連施設・使用料

久美浜町かぶと山虹の家使用料
多目的ホール使用料

区分	単位	使用料			
		昼間4時間未満	昼間4時間以上	夜間	
多目的ホール	5人まで	1回につき	500円	1,000円	1,000円
	20人まで	"	1,000円	2,000円	2,000円
	50人まで	"	1,500円	2,500円	2,500円
	51人以上	"	2,000円	3,000円	3,000円
	展示会場	"	20,000円以内で町長が別に定める額		
売店等の設置	1月につき	1月の売上金額の25パーセント以内で町長が別に定める額			

付属設備の利用料

設備名	単位	利用料
暖房器具	1時間につき	200円
シャワー	1回につき	100円
カラオケ	1回につき	1,000円

備考
1 使用期間 1月5日から12月28日まで
2 使用時間 午前8時30分から午後10時まで

・根拠条例 久美浜町かぶと山虹の家の設置及び管理に関する条例

久美浜町マリンゲート使用料
使用料

種 別	単 位	使用料	
		4時間未満	4時間以上
観光情報室	1回につき	300円	450円
多目的ホール	1回につき	450円	750円
駅機能	メモリアルゲート久美浜	1年につき	654,000円
	マリンゲート神野	1年につき	116,000円
売店等の設置	1月につき	1月の売上金額の25%以内で町長が別に定める額	

・根拠条例 久美浜町マリンゲートの設置及び管理に関する条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	商工観光関連施設(参考資料)		分科会名	商工・観光分科会
課 題		調 整 結 果		
(参考資料)		(参考資料)		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会												
分類	商工観光関連施設（参考資料）		分科会名	商工・観光分科会												
現況																
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町										
(参考資料) 1 商工観光関連施設	<p><u>峰山町織物センター</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 峰山町字杉谷 868 管理 シルバー人材センター 設置年：昭和54年 施設概要 鉄筋コンクリート2階建1階 丹後労働基準協会事務所、丹後法律相談センター事務所、放課後児童健全育成事業専用室、研修室（和室）会議室、教室（和室）、料理教室、2階 大会議室 根拠条例 峰山町織物センターの設置及び管理に関する条例 	<p><u>大宮織物ホール</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 大宮町字周積 1 管理 大宮町商工会に委託 設置年：昭和47年 施設概要 鉄筋2階建1階 大宮町商工会事務所・京都信用保証協会丹後支所の事務所（会議室・和室含む） 喫茶店 シルクロード 2階 大ホール・予備室 根拠条例 大宮町織物ホール設置管理ならびに使用条例 <p><u>小町公園</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 大宮町字五十河小字北垣 302 設置年 平成6年 管理 大宮町 施設概要 小町の舎（展示室・研修室・エントランスホール・事務室・男女トイレ・イベント広場）・小町庭園・小野小町の墓 根拠条例 小町公園の設置及び管理に関する条例 	<p><u>網野織物センター</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 網野町字網野 337 管理：網野町 設置年：昭和46年 施設概要 鉄筋コンクリート2階建1棟 重量鉄骨スレート葺平屋建1棟 網野町森林組合・竹野郡広域シルバー人材センター・網野町高等職業訓練校・会議室 根拠条例 網野織物センターの設置及び管理に関する条例 <p><u>浅茂川温泉浴場“静の里”</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 網野町字浅茂川1449番地 設置年 平成10年 (旧施設は昭和59年完成) 管理 網野町観光協会に委託 施設概要 温泉設備 大浴槽・源泉湯・寝湯・泡沫湯・風呂・流れ浴槽・うたせ湯・サウナ・露天風呂・ふれあいの湯（家族風呂）・やすらぎの湯（身障者風呂） 和風レストランおり姫 付属施設 屋内温泉プール 根拠条例 網野町浅茂川温泉浴場の設置及び管理に関する条例 	<p><u>碓高原観光関連施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td>ステーキハウス</td> <td>碓1</td> </tr> <tr> <td>管理棟</td> <td>三山47</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>三山707-乙</td> </tr> <tr> <td>自由広場</td> <td>三山707-丙</td> </tr> </table> 設置年 平成4年 管理 樹てんきてんき村 施設概要 ステーキハウス・管理棟・自由広場・テニスコート 根拠条例 碓高原観光関連施設の設置及び管理に関する条例 <p><u>宇川温泉よし野の里</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 丹後町久僧 1562 番地 管理 (株)テンキケンキ村 設置年 平成13年 施設概要 入浴施設 2箇所（香具夜・竜宮）・レストラン・農産物直販所・和食棟・宿泊棟（定員30名） 根拠条例 宇川温泉よし野の里の設置及び管理に関する条例 	名称	位置	ステーキハウス	碓1	管理棟	三山47	テニスコート	三山707-乙	自由広場	三山707-丙	<p><u>弥栄町機業センター</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 弥栄町字和田野 983 管理 弥栄町商工会に委託 設置年：昭和47年 施設概要 鉄筋コンクリート2階建 弥栄町商工会事務所 会議室 根拠条例 弥栄町機業センターの設置並びに管理に関する条例 <p><u>弥栄町丹後半島森林公園</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 弥栄町字野中 2562 設置年 昭和53年 管理 弥栄町 (弥栄町丹後半島森林公園運営委員会) 施設概要 オートキャンプ場・ハンガロー・テニスコート・リフト・スーパースライダー 根拠条例 弥栄町丹後半島森林公園設置及び管理に関する条例 	<p><u>久美浜町マリゲート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 メモリアルゲート久美浜 所在地 久美浜町 772 設置年 平成3年 管理 久美浜町観光振興会 施設概要 マリゲート神野 所在地 久美浜町浦明 220 設置年 平成2年 管理 個人に委託 施設概要 観光情報室・多目的ホール・売店等 根拠条例 久美浜町マリゲートの設置及び管理に関する条例 <p><u>久美浜町かぶと山虹の家</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 久美浜町小字向磯 6 設置年 平成4年 管理 かぶと山園地管理組合 施設概要 多目的ホール・売店 根拠条例 久美浜町かぶと山虹の家の管理に関する条例
名称	位置															
ステーキハウス	碓1															
管理棟	三山47															
テニスコート	三山707-乙															
自由広場	三山707-丙															

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	商工観光関連施設(参考資料)		分科会名	商工・観光分科会
課 題		調 整 結 果		
(参考資料)		(参考資料)		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

参考資料

主な町有施設等の管理運営経費調

主な町有施設の管理運営経費調べ(平成13年度決算額)

町名	峰山町
----	-----

(単位:千円)

施設名称	整備年度	管理運営方法	委託・貸付先	町年間所要経費						使用料等 特財収入 (B)	一般財源 所要額 (A)-(B)	(参考) 公債費	(参考:受託・借受団体)			
				人件費	物件費	うち委託料	補助費	その他	計(A)				経営収支			常勤雇用 人数
													総収入	総支出	収支	
林業総合センター ウッディいさなご	H10	委託	丹後地区森林組合		4,045	2,750	130		4,175	601	3,574	4,524	-	-	-	-
天女の里交流施設	H12.13	直営・一部 管理委託	天女の里協力会	3,144	11,963	2,187	609		15,716	8,554	7,162	17,210	-	-	-	-
途中ヶ丘公園	H7.8	委託	公園緑化事業団		314		15,320		15,634	460	15,174	70,273	30,496	29,381	1,115	4
総合運動公園	H7.9	委託	公園緑化事業団		676		14,980	1,852	17,508	1,349	16,159	55,059				
峰山駅	H2	委託	キオスク		3,434	904	2,017	366	5,817	0	5,817	-	-	-	-	-
織物センター	S54	一部委託	丹後中央広域 シルバー人材センタ-	36	3,830	2,403	23	2,310	6,199	344	5,855	-	-	-	-	-

(参考)

自主事業、受託事業を除いた建物管理運営費等の財団事業費を計上

財団法人京都府丹後文化会館	S54	事業団	-	19,076	14,768	4,713	281	757	34,882	-	-	-	48,516	45,909	2,607	4
---------------	-----	-----	---	--------	--------	-------	-----	-----	--------	---	---	---	--------	--------	-------	---

峰山町27,000千円、その他1,500千円負担金あり

主な町有施設の管理運営経費調べ(平成13年度決算額)

町名	大宮町
----	-----

(単位:千円)

施設名称	整備年度	管理運営方法	委託・貸付先	町年間所要経費						使用料等 特財収入 (B)	一般財源 所要額 (A)-(B)	(参考) 公債費	(参考:受託・借受団体)			
				人件費	物件費	補助費		その他	計(A)				経営収支			常勤雇用 人数
						うち委託料							総収入	総支出	収支	
丹後大宮駅(ふれあいホール)	H1	直営	-	4,395	1,282		120		5,797	1,616	4,181	-	-	-	-	-
丹後大宮駅(喫茶室)	H1	貸付	個人						0	180	180	-	-	-	-	-
農産加工直売施設 畦蔵	H8	貸付	(有)丹後路たにうち ファーム		66				66	66	0	-	8,662	10,270	1,608	2
小町温泉施設(泉源)	H4	無償 管理委託	(財)国民年金福祉協 会						0	0	0	-	-	-	-	-
小町公園	H3~8	直営	-		4,552	3,265			4,552	289	4,263	42,008	-	-	-	-
小町公園内 サービス施設 歌仙	H6	貸付	個人		264				264	575	311	16,847	-	-	-	-
織物ホール	S47	直営・一部 管理委託	大宮町商工会		5,039	1,300			5,039	2,972	2,067	-	-	-	-	-
アグリセンター	H8	直営	-		5,981	1,679	50		6,031	1,245	4,786	19,678	-	-	-	-
自然運動公園	S62~H3	直営	-		5,532	2,112			5,532	281	5,251	16,632	-	-	-	-
社会体育館	H7	直営	-		5,597	2,049			5,597	293	5,304	69,189	-	-	-	-
丹後マスターズビレッジ <small>府より無償貸付</small>	H5~7	直営	-	10,107	8,704		63		18,874	5,769	13,105	76,561	-	-	-	-

主な町有施設の管理運営経費調べ(平成13年度決算額)

町名	網野町
----	-----

(単位:千円)

施設名称	整備年度	管理運営方法	委託・貸付先	町年間所要経費						使用料等 特財収入 (B)	一般財源 所要額 (A)-(B)	(参考) 公債費	(参考:受託・借受団体)				
				人件費	物件費	うち委託料	補助費	その他	計(A)				経営収支			常勤雇用 人数	
													総収入	総支出	収支		
鳴き砂文化館 13年度決算額なし	H14	委託	掛津区 H14.10-						-	-	-	-	-	-	-	-	-
郷土資料館	S52	直営	-	517	1,459	504	263		2,239	12	2,227	-	-	-	-	-	-
山村体験交流センター せせらぎ	H11	委託	切畑区		5,739	2,393	190		5,929	1,582	4,347	20,539	12,786	13,044	258	2	
静の里	H10	委託	観光協会		61,976	31,352	117		62,093	52,946	9,147	54,652	84,407	83,442	965	16	
観光情報センター(あみの駅)	H2	委託	観光協会		2,534	1,921	13		2,547	557	1,990	-	16,795	16,637	158	2	
橘ふれあいセンター(木津駅)	H3	委託	キオスク他		3,764	2,575	54		3,818	1,226	2,592	-	-	-	-	-	
勤労者体育センター (屋内温泉プール)	S56	委託	観光協会		9,559	4,222	64		9,623	9,403	220	-	3,968	3,968	0	2	
織物センター	S46	直営	-		1,613	165	28		1,641	242	1,399	-	-	-	-	-	
体育センター	S61	直営	-		3,673	1,066	111		3,784	419	3,365	17,696	-	-	-	-	
町民グラウンド	S62	直営	-		268	36	35		303	0	303	-	-	-	-	-	

(参考)

財団法人 丹後地域地場産業振興センター	S61	財団	-	22,681	21,500	5,960	9,676	8,579	62,436	-	-	-	116,996	117,923	927	5
------------------------	-----	----	---	--------	--------	-------	-------	-------	--------	---	---	---	---------	---------	-----	---

網野町67,534千円、その他500千円負担金あり

主な町有施設の管理運営経費調べ(平成13年度決算額)

町名	丹後町
----	-----

(単位:千円)

施設名称	整備年度	管理運営方法	委託・貸付先	町年間所要経費						使用料等 特財収入 (B)	一般財源 所要額 (A)-(B)	(参考) 公債費	(参考:受託・借受団体)			
				人件費	物件費	うち委託料	補助費	その他	計(A)				経営収支			常勤雇用 人数
													総収入	総支出	収支	
水産加工センター	H5	委託	漁業協同組合					296	296	296	0	16,387	83,657	83,038	619	3
袖志海産物直販所	H4	無償貸付	漁業協同組合						0	0	0	2,122	-	-	-	-
てんきてんき村オートキャンプ場	H4	委託	㈱てんきてんき村					416	416	0	416	2,114	5,165	5,019	146	-
後ヶ浜、立岩キャンプ場	H4	無償貸付	㈱てんきてんき村						0	0	0	-	6,936	6,273	663	-
岬(経ヶ岬休憩施設)	H7	無償貸付	㈱てんきてんき村						0	0	0	-	4,460	4,585	125	1
碓高原キャンプ場	H4	無償貸付	㈱てんきてんき村						0	0	0	15,190	1,428	2,039	611	-
古代の里資料館	H5	委託	㈱てんきてんき村		8,082	4,026			8,082	0	8,082	38,794	2,966	6,261	3,295	-
道の駅	H8	無償貸付	㈱てんきてんき村						0	0	0	55,228	126,866	121,226	5,640	5
はしうど荘・伝習館	S60	無償貸付	㈱てんきてんき村						0	0	0	9,132	120,944	114,122	6,822	7
よし野の里	H13	無償貸付	㈱てんきてんき村						0	0	0	13,917	78,626	86,798	8,172	5
碓ステーキハウス	H4	無償貸付	㈱てんきてんき村						0	0	0	14,955	51,934	48,033	3,901	3
商業活性化センター	H7	委託	㈱てんきてんき村 及び商工会		101				101	101	0	31,946	7,616	11,603	3,987	1
鞍内キャンプ場	H4	委託	鞍内区		5,234			96	5,330	96	5,234	-	-	-	-	-
町民体育館・グラウンド	S59	直営	-		1,773	842		1,575	3,348	116	3,232	19,463	-	-	-	-

主な町有施設の管理運営経費調べ(平成13年度決算額)

町名	弥栄町
----	-----

(単位:千円)

施設名称	整備年度	管理運営方法	委託・貸付先	町年間所要経費						使用料等 特財収入 (B)	一般財源 所要額 (A)-(B)	(参考) 公債費	(参考:受託・借受団体)			
				人件費	物件費	うち委託料	補助費	その他	計(A)				経営収支			常勤雇用 人数
													総収入	総支出	収支	
スイス村	S53.60	直営	-	19,698	56,736	6,825	2,540		78,974	33,931	45,043	39,670	-	-	-	-
風の学校京都 <small>13年度決算額なし</small>	H14	直営	-						0	0	0	-	-	-	-	-
農業用貸付住宅	H14	貸付	就農者				8		8	384	376	246	-	-	-	-
果樹園管理棟併用休憩施設	H11.13	委託	(有)フルーツ王国 やさか				33		33	0	33	1,356	-	-	-	3
あしぎぬ温泉	H6	直営	-		83,874	11,154	253		84,127	92,765	8,638	9,193	-	-	-	-
てづくり体験工房くろちく	H10	貸付	丹後てづくり体験 工房くろちく						0	1,200	1,200	-	-	-	-	12
機業センター	S46	貸付	商工会		181				181	13	168	-	-	-	-	3
昆虫館、タワー (あじわいの郷内町有施設)	H9	貸付	(財)丹後あじわい の郷		15				15	0	15	65,474	-	-	-	7
社会体育館・テニスコート・ゲートボール場 (総合運動公園)	S56～H6	直営	-		6,130	2,842		893	7,023	2	7,021	14,315	-	-	-	-
京都府青少年山の家 <small>府より無償貸付</small>	S53	委託	地元地区				1,600		1,600	0	1,600	-	-	-	-	3

主な町有施設の管理運営経費調べ(平成13年度決算額)

町名	久美浜町
----	------

(単位:千円)

施設名称	整備年度	管理運営方法	委託・貸付先	町年間所要経費					使用料等 特財収入 (B)	一般財源 所要額 (A)-(B)	(参考) 公債費	(参考:受託・借受団体)				
				人件費	物件費	補助費		計(A)				経営収支			常勤雇用 人数	
						うち委託料	その他					総収入	総支出	収支		
稲葉本家 交流の館 <small>13年度決算額なし</small>	H14	整備中	未定					-	-	-	-	-	-	-	-	-
栽培漁業センター	H7	直営	-		1,630			1,630	0	1,630	8,879	-	-	-	-	-
マリンプラザ	H4	委託	湊漁業協同組合		1,200	1,200		1,200	1,200	0	2,273	-	-	-	-	-
かぶと山公園キャンプ場(府)	H2	委託	かぶと山園地 管理組合		177		700	877	0	877	-	7,443	4,074	3,369		1
〃 山虹の家	H3	委託	かぶと山園地 管理組合		1,714	1,400		1,714	14	1,700	8,078	-	-	-	-	-
奥山自然たいけん公園	H6	委託	たいけん公園 管理委員会		5,418	5,000	50	5,468	4,138	1,330	3,045	4,703	5,050	347		1
〃 茶屋あそび石	H11	委託	たいけん公園 管理委員会		2,380	2,380		2,380	0	2,380		5,913	5,913	0		-
マリングート(久美浜駅・神野駅)	H3	委託	観光振興会		15,822	12,716		15,822	2,421	13,401	8,249	18,046	17,150	896		3
観光総合案内所(マリングート内)	H3	委託	観光振興会		536		7,224	7,760	0	7,760	-					
風蘭の館	H8	委託	風蘭の館 管理運営委員会		3,943	3,897		3,943	1,232	2,711	12,381	-	-	-		2
SANKAIKAN	H12	無償 貸付	㈱久美浜懸				9,577	9,577	0	9,577	2,770	49,205	51,631	2,426		3
中央運動公園	H4	委託	丹後中央広域シル バー人材センター		3,433	1,996		3,433	373	1,623	40,209	-	-	-		-